

第3期京極町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

京極町

第1章	計画の策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2
4	計画の策定体制	3
第2章	京極町の子ども・子育てを取り巻く環境	4
1	人口・世帯・人口動態等	4
2	教育・保育施設の状況	9
3	地域子ども・子育て支援事業の状況	10
4	アンケートの結果概要	11
5	京極町の子ども・子育て支援の課題について	32
第3章	基本的な考え方	33
1	目的	33
2	基本理念	33
第4章	子ども・子育て支援事業の推進	34
1	教育・保育提供区域の設定	34
2	児童人口の推計について	34
3	教育・保育事業の量の見込みと確保方策	35
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	41
第5章	計画の推進体制	49
1	関係機関等との連携	49
2	役割	50
3	計画の達成状況の点検・評価	51
資料編	資料1 用語解説	52

第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、価値観の多様化、女性の社会進出、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもと家庭を取り巻く社会環境も大きく変化しています。このような社会背景から、全国的な少子化が進行する一方で、親の孤立感や負担感の増加などから、子どもを生み・育てることに不安や困難を抱える保護者が増加しています。

これらの問題に対応するため、子どもを生みたい人が安心して子どもを生み、希望をもって子育てをすることのできる社会、そして子育てをする人が子育てを通して人生の充実感を感じることのできる社会をめざし、行政や民間事業者も含めた社会全体が子どもを生み育てる人々を支援できる体制を整備していくことが必要であるといえます。

このような中、平成 27 年度から始まった子ども・子育て支援新制度では、基礎的自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化され、全国の市町村に、幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を明記する、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。

その後、平成 29 年には「子育て安心プラン」が発表され、待機児童の解消、女性の就業率の向上（M字カーブの解消）保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者への寄り添う支援」の普及促進といった方向性が打ち出されました。

令和 5 年 4 月には「こども家庭庁」が発足し、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送れるよう、こども施策を総合的に推進する「こども基本法」を施行し、同年 12 月には「こども大綱」の発出によりこども施策に関する基本的方針等が定められました。こども大綱では、こども・若者が心身ともに健やかに成長し、自分らしく、可能性を広げながら将来に希望と見通しを持つことができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

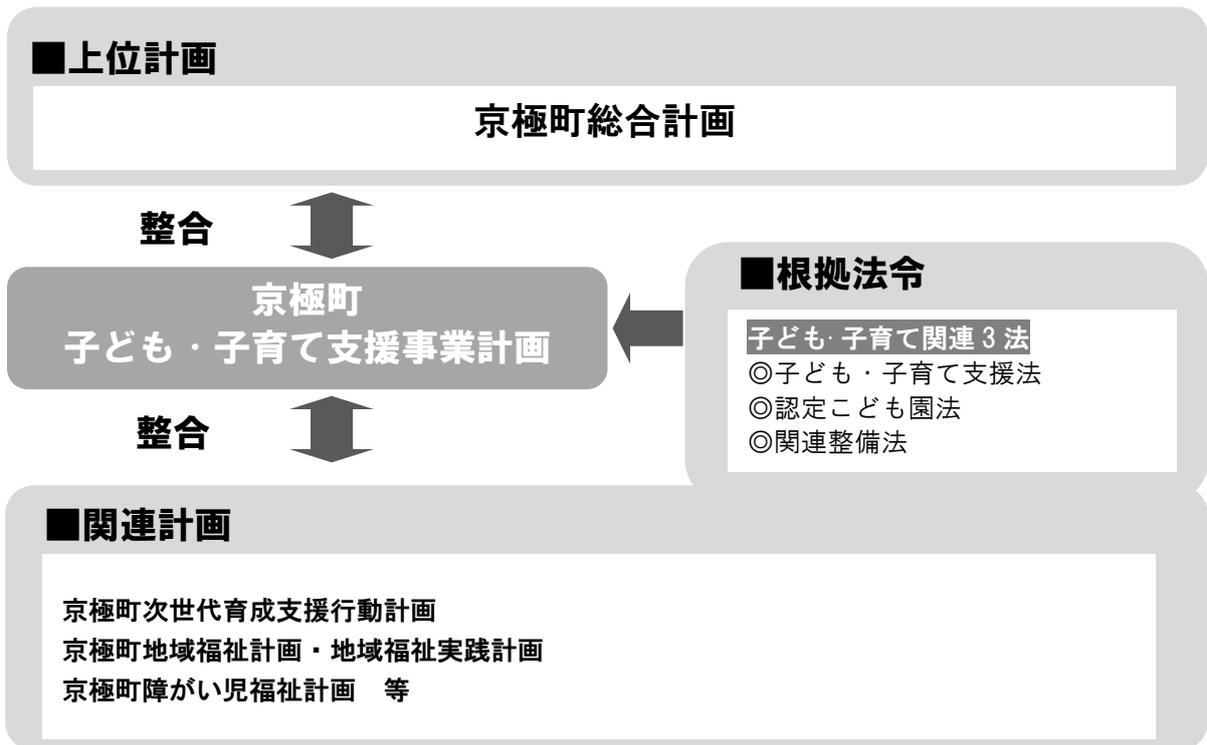
本町においては、「京極町子ども・子育て支援計画」を平成 27 年度に策定し、令和 2 年度には「第 2 期京極町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 2 期計画」という。）を策定し、子育てに関する施策を推進してきました。

令和 6 年度に計画期間の最終年度を迎えることから、社会環境の変化や、京極町の子どもや子育てを取り巻く現状、第 2 期計画の進捗状況、子育て世代のニーズ調査結果を踏まえ、令和 7 年度からの子育て支援の方向性を定めるため「第 3 期京極町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、「次世代育成支援対策推進法第 8 条の市町村行動計画」として、子どもに関わる各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

また、「京極町総合計画」をはじめとする関連計画と整合性を図り策定します。特に、障がい児支援の体制整備に当たっては、障がい児福祉計画との整合性を図るとともに、母子保健・子育て支援施策との緊密な連携を図ります。



3 計画期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

また、令和 9 年度に中間見直しをし、最終年度の令和 11 年度に次期計画を策定します。

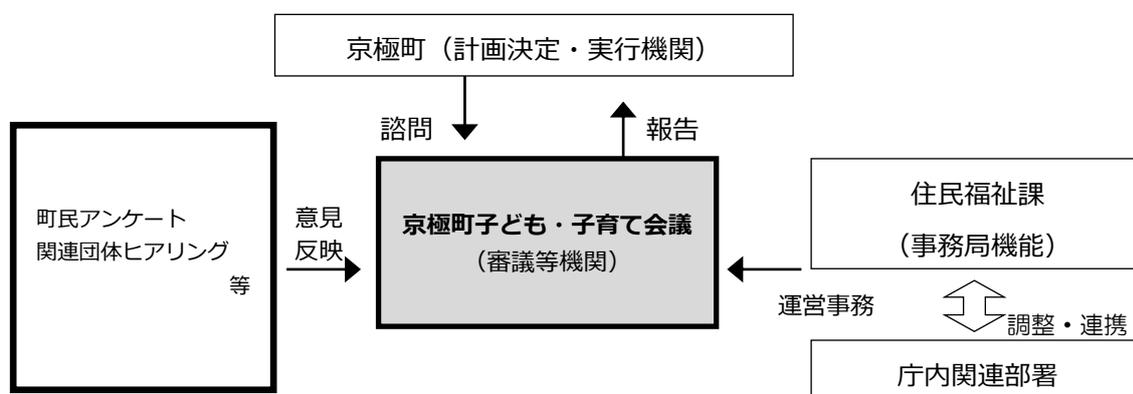
■現行計画

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 2 期京極町 子ども・子育て支援事業計画					第 3 期京極町 子ども・子育て支援事業計画				
				第 3 期 計画策定			中間 見直し		第 4 期 計画策定

4 計画の策定体制

(1) 子ども子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第72条に定められている「京極町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



(2) ニーズ調査の実施

就学前児童及び小学生児童がいる世帯を対象に保育等の利用状況や利用意向などを把握することを目的として、令和6(2024)年9月にニーズ調査を実施しました。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	68票	40票	58.8%
	小学生	84票	51票	60.7%
対象者の抽出方法	住民基本台帳により対象世帯を抽出			
調査期間	令和6年9月～令和6年10月			
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の認定こども園在籍児の保護者には、園を通じて配布、在籍していない児童の保護者には郵送で配布した。 ・小学生児童の保護者には町立小学校を通じて配布、それ以外には郵送で配布した。 			

第2章 京極町の子ども・子育てを取り巻く環境

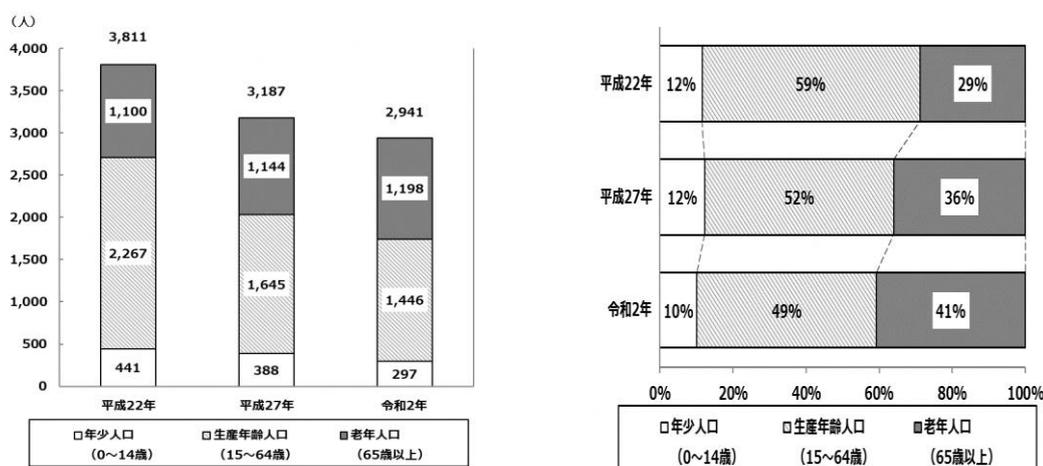
1 人口・世帯・人口動態・就労等

(1) 人口の推移

○京極町の人口は、平成22年以降減少しており、10年間で870人減少しています。

また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっており、少子高齢化が進んでいます。

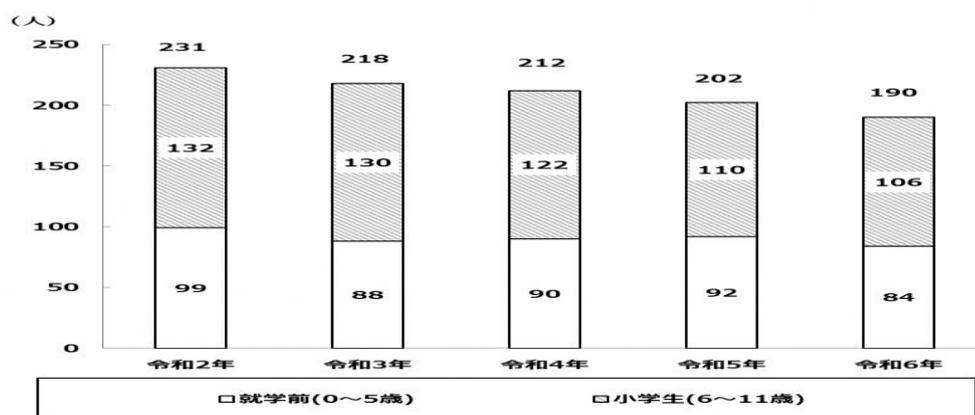
■ 総人口及び年齢3区分別の人口の推移



資料：国勢調査

小学生以下の児童人口に関しては、年度ごとで増減がありますが、就学前児童、小学生ともに年々減少傾向で推移しています。

■ 児童人口の推移（住民基本台帳より）



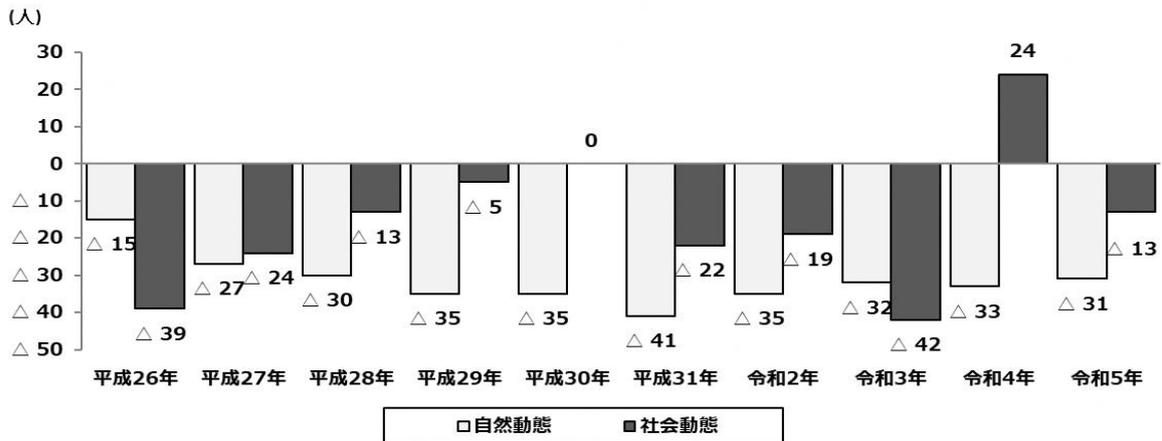
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 自然動態・社会動態

○京極町では、社会動態（転入-転出）は、平成 26 年以降減少傾向にありましたが、令和 4 年に増加しています。新型コロナウイルス感染症の影響で転出していた外国人労働者が戻ってきたことが要因と思われます。

自然動態（出生-死亡）は、平成 26 年以降減少傾向にあります。平成 28 年以降は、30 人以上の減少となっています。

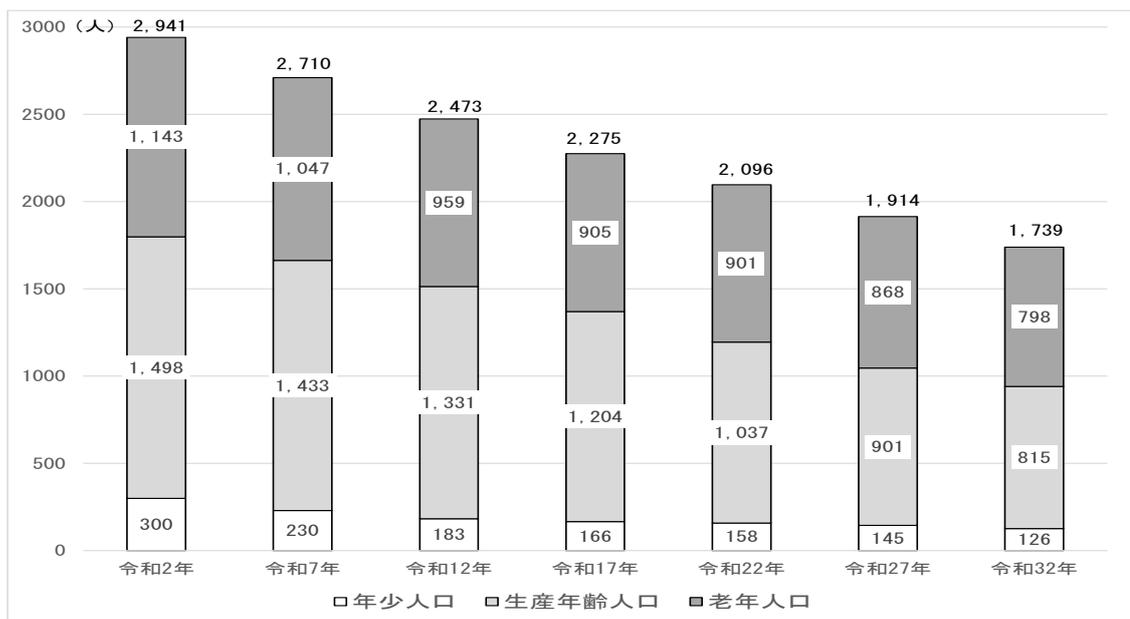
■自然動態・社会動態の推移（住民基本台帳より）



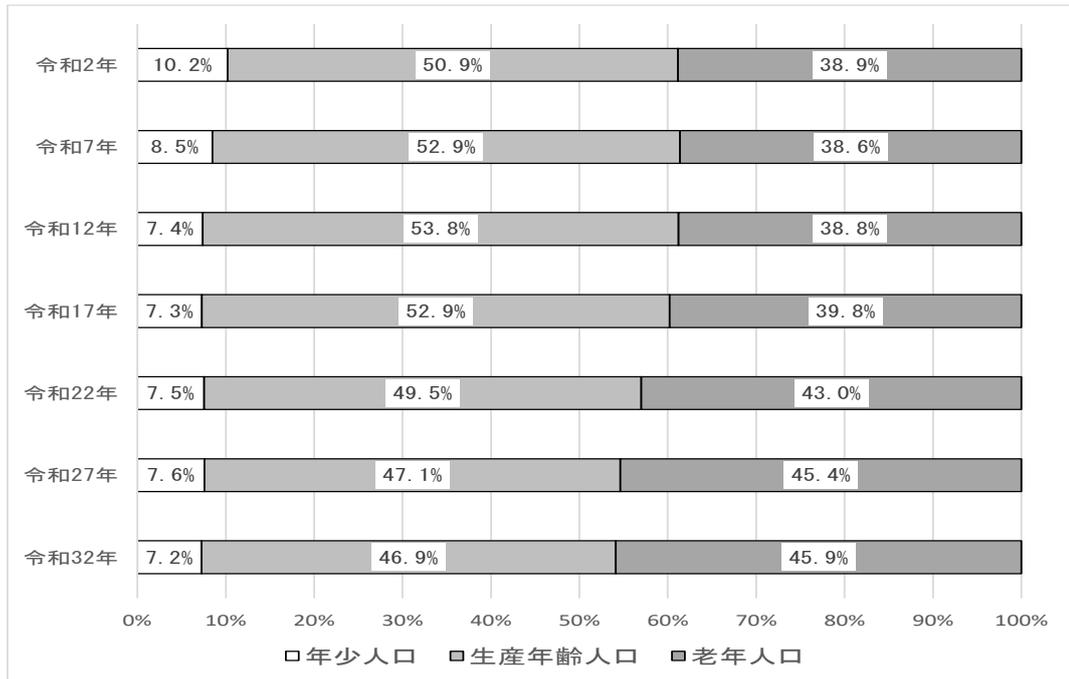
(3) 将来の人口推計

○京極町の総人口は、将来の長期推計値では、令和 32 年には、京極町の総人口が 1,800 人を下回るとされています。年少人口及び生産年齢人口も減少が続き、令和 22 年以降は老年人口の割合が全体の 40%を上回り、少子高齢化がさらに進むと見込まれています。

■年齢3区分別人口の将来推計（人口問題研究所より）



■年齢3区分別人口割合の将来推計（人口問題研究所より）

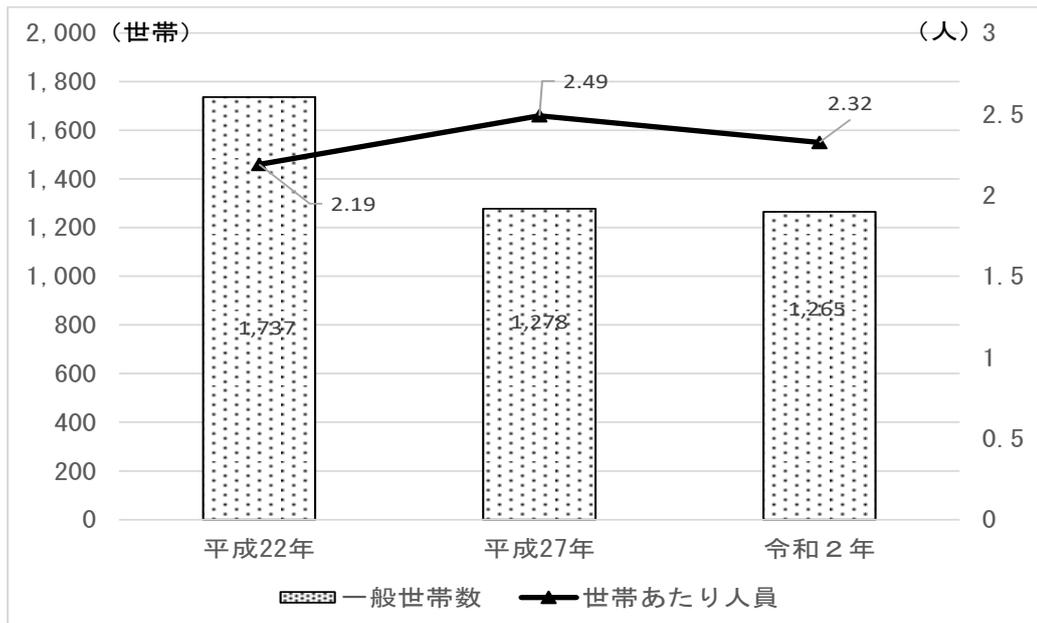


(4) 世帯の状況

○京極町の世帯数は、平成22年からの5年間で459世帯減少し、さらに次の5年間に18世帯減少しました。

1世帯あたり人員は平成27年に増加し、令和2年に減少しています。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移（国勢調査より）

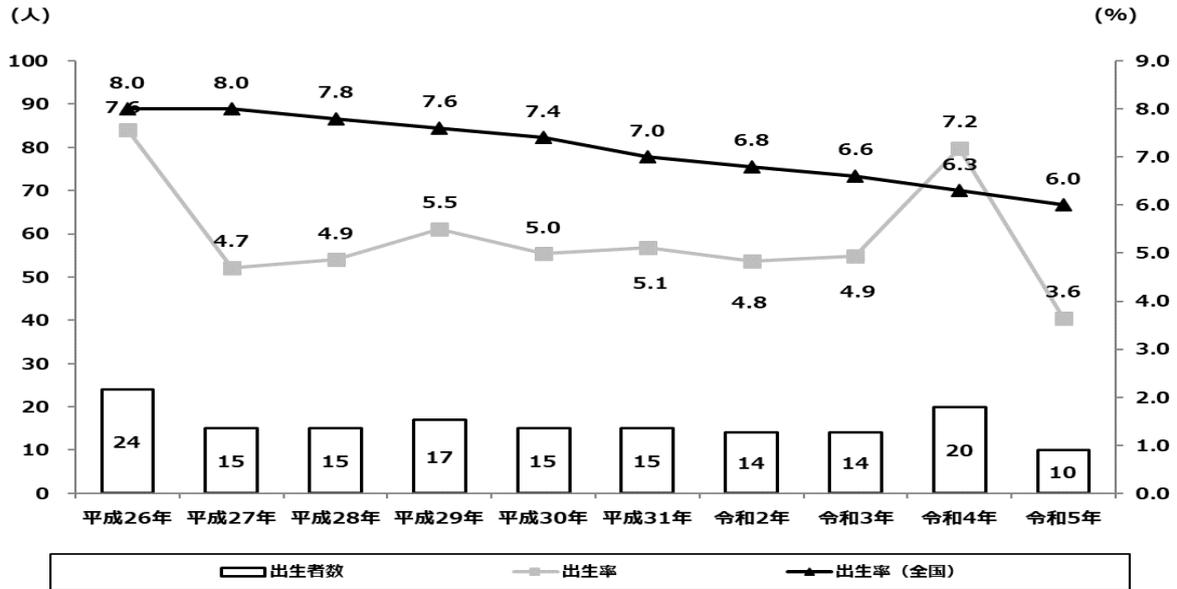


(5) 出生の状況

○京極町の出生者数は、平成 26 年以降は増減を繰り返しながらゆるやかな減少傾向にありましたが、令和 4 年に増加に転じました。

出生率も変動があるものの、令和 4 年をピークに全国平均よりも高い傾向にあったものの、それ以外は全国平均よりも低い数値で推移しています。

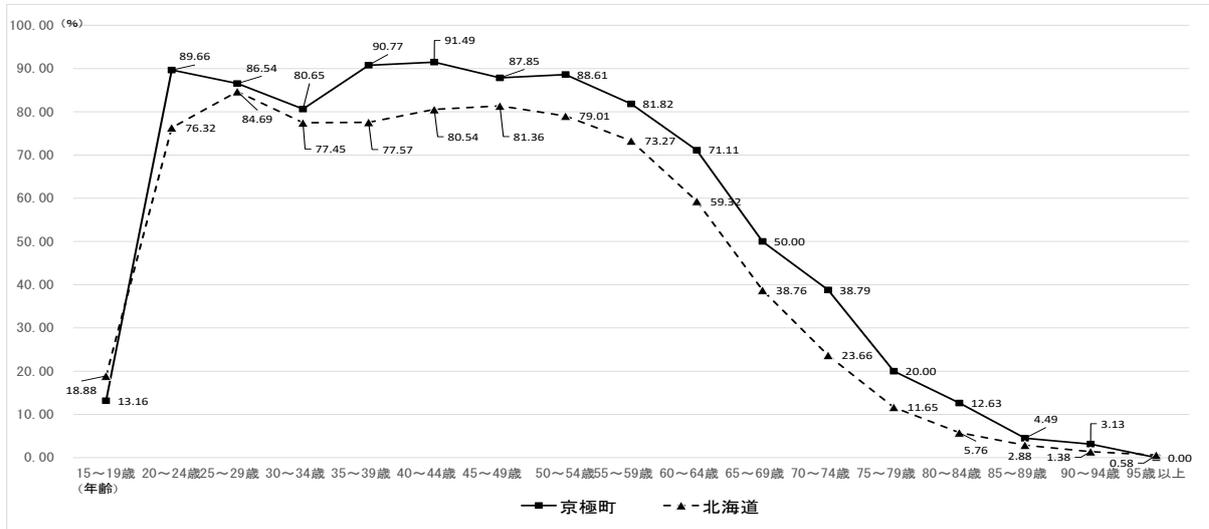
■出生の状況（住民基本台帳より）



(6) 就労の状況

○北海道と京極町の女性の労働力率*をみると、20 歳以上 95 歳未満の年齢層で本町の数値は北海道の数値を上回っています。また、M 字カーブ*も弱く、35 歳から 64 歳までの数値が高く、高い女性就労率がうかがえます

■年齢別労働力率（M字カーブ）の推移（国勢調査より）



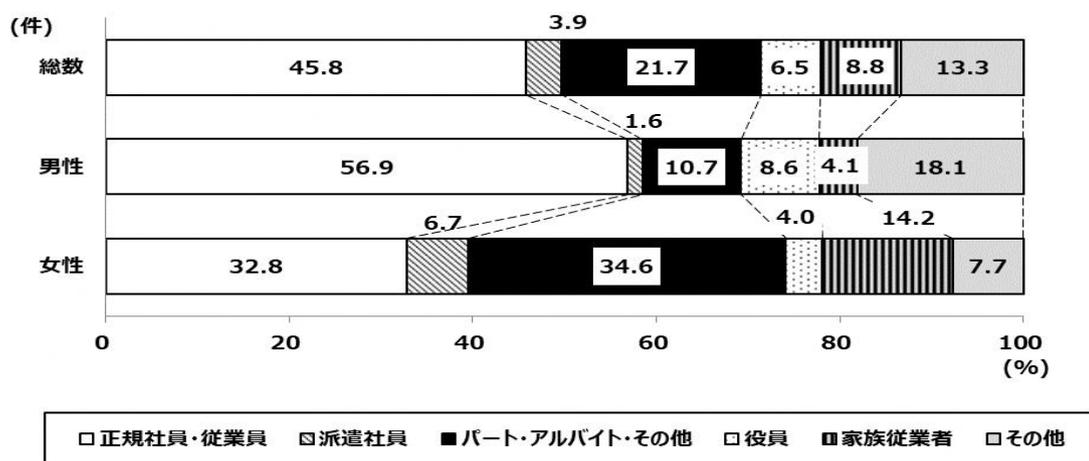
※「労働力率」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者の合計の占める割合のこと。

※「M字カーブ」とは、年齢層別に見た女性労働力率のグラフで特徴的な曲線のこと。

結婚や出産を機にいったん離職し、育児が一段落したら再び働きだす女性が多いという日本の特徴を反映しています。

○京極町の地位別従業者数の割合をみると、男性では「正規社員・従業員」、女性では「パート・アルバイト」が最も高い割合を占めています。女性では、「正規社員・従業員」の占める割合も高くなっています。

■就業上の地位別従業者数の割合（国勢調査より）

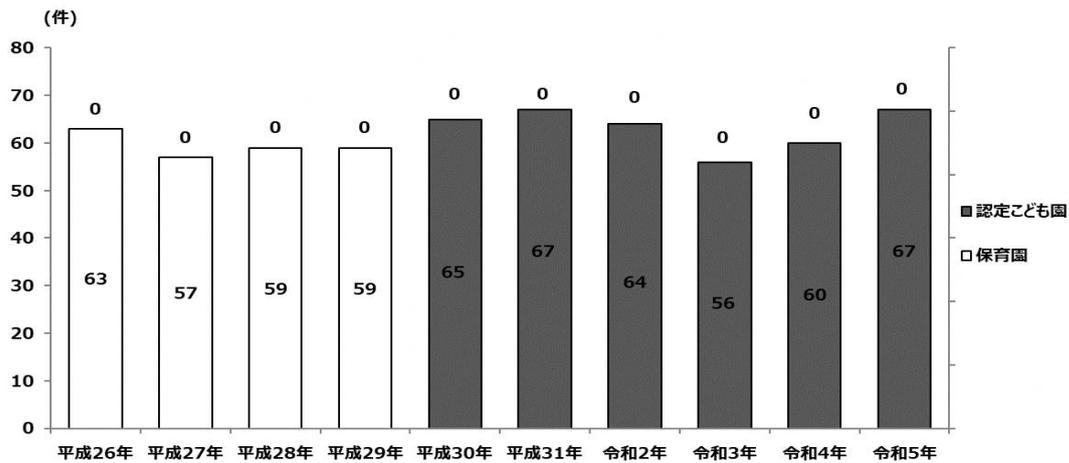


2 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移

○京極町内の保育園の利用児童数は、増減を繰り返しながら推移し、令和5年に大幅に増加しています。要因としては令和4年中に出生した児童が例年よりも多く、そのほとんどが保育を利用したためと思われます。平成30年から、保育園は認定こども園へ移行しています。幼稚園は京極町内にはありません。

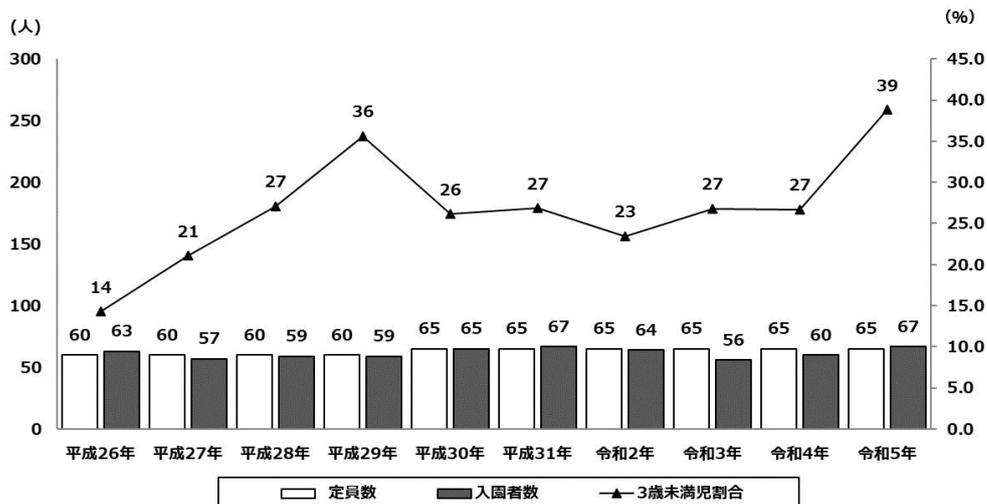
■保育園、認定こども園の利用児童数の推移（京極町調査）



(2) 保育園・認定こども園の利用状況（京極保育園）

○京極町内の保育園入園者数は、増減を繰り返しながら、若干の増加傾向となっています。3歳未満児の利用割合は、近増加傾向で推移しており、特に平成29年と令和5年は30%を超えています。また、令和6年度から京極保育園で0歳児（6ヶ月～）の受け入れを開始したことから、3歳未満児の利用者は増加することが見込まれます。定員数は、平成30年の認定こども園移行に伴い、60名から65名となっています。

■保育園の定員数、入園者数、3歳未満児割合の推移（京極町調査）



3 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て事業計画の法定 13 事業の実施状況をまとめます。

区分		単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
(1)利用者支援事業							
	施設数	力所	1	1	1	1	1
(2)時間外保育事業（延長保育・休日保育）							
	利用者数	人	実施していません				
(3)放課後児童健全育成事業（学童保育所）							
利用者数	1年生	人	6	10	16	10	13
	2年生		17	3	10	13	10
	3年生		13	14	1	8	6
	4年生		0	3	4	1	0
	5年生		2	0	0	0	0
	6年生		0	0	0	0	0
	合計		38	30	31	32	29
(4)子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）							
	利用者数	人日	実施していません				
(5)乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）							
	訪問者数	人	10	14	11	16	3
(6)養育支援訪問事業							
	訪問者数	人	3	7	5	3	4
(7)地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）							
	利用者数	人日	3,174	2,555	2,351	1,445	1,009
	施設数	力所	1	1	1	1	1
(8)一時預かり事業							
利用者数	幼稚園型	人日	52	29	52	9	42
	幼稚園型以外		344	344	489	237	88
(9)病児保育事業（病後児保育）							
	利用者数	人日	実施していません				
(10)子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）							
	利用者数	人日	実施していません				
(11)妊婦健康診査							
	実施回数	回	115	191	157	190	118
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業							
	利用者数	人	実施していません				
(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業							
	利用者数	人	実施していません				

4 アンケートの結果概要

○調査対象：令和6年9月1日現在、京極町に在住する就学前児童及び小学校就学児童が
いる家庭の保護者

○調査期間：令和6年9月25日～令和6年10月31日

○調査方法：郵送、保育園・小学校経由による配付 料金受取人郵便等による回収

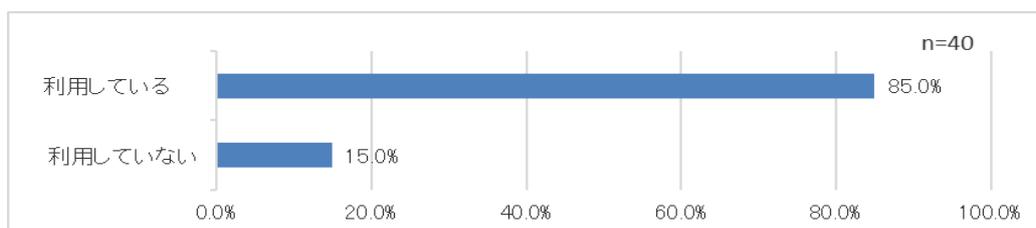
配布数	回収数	回収率
152 票	91 票	59.9%

テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

●就学前児童の保護者

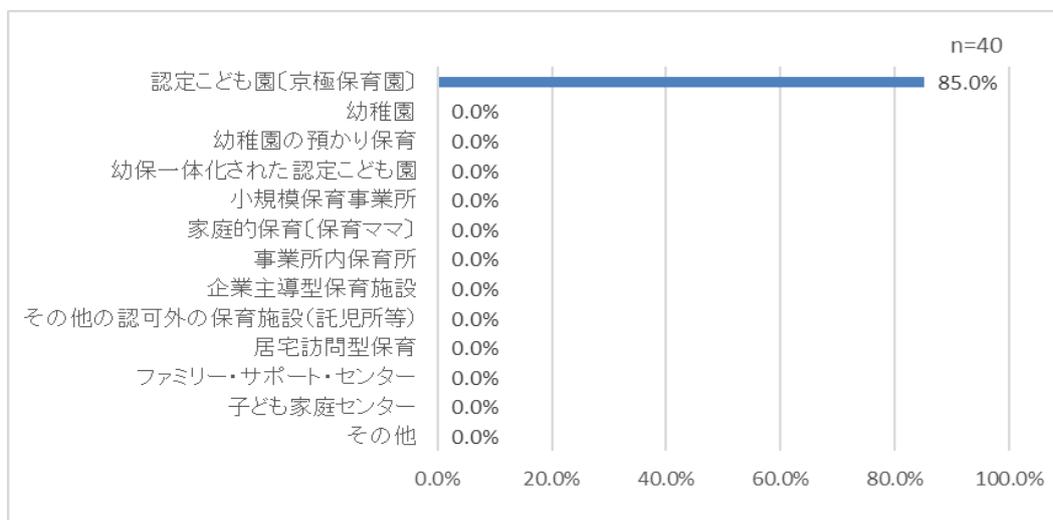
問13 お子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されて
いますか

「利用している」85%、「利用していない」15%となっています。



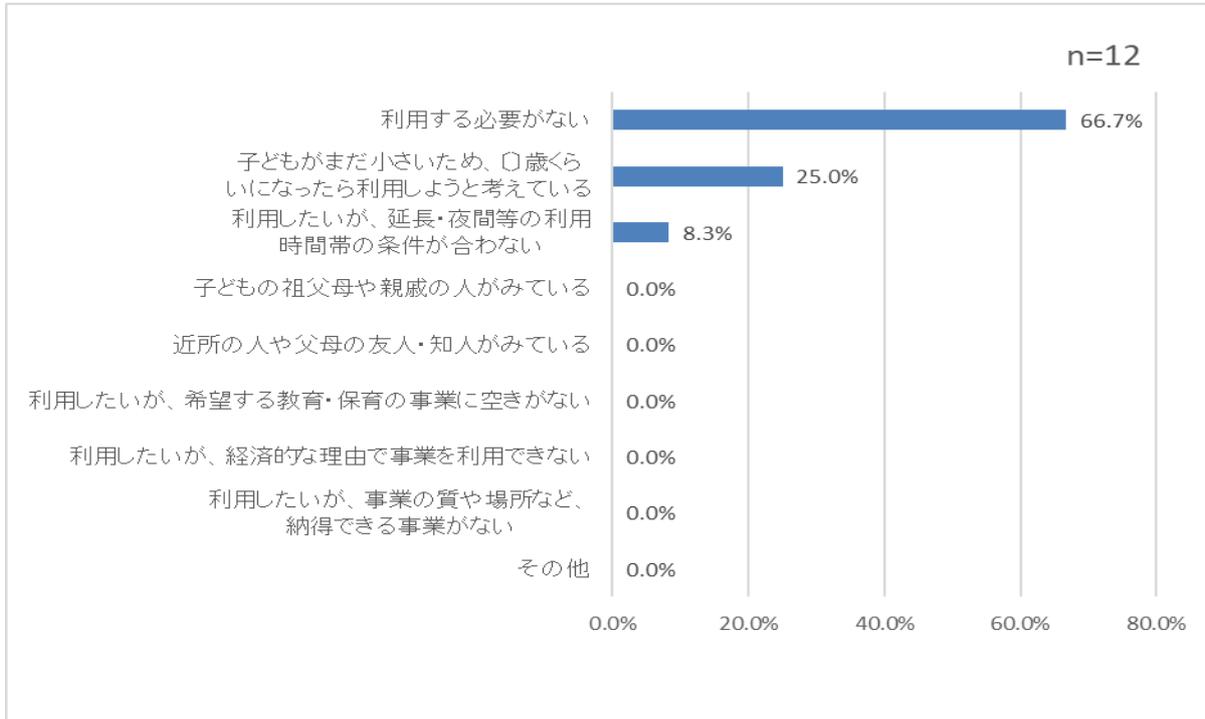
問13 お子さんは、どのような教育・保育の事業を利用していますか

「認定こども園〔京極保育園〕」85%で最も多く、それ以外の事業を利用している方はい
ませんでした。



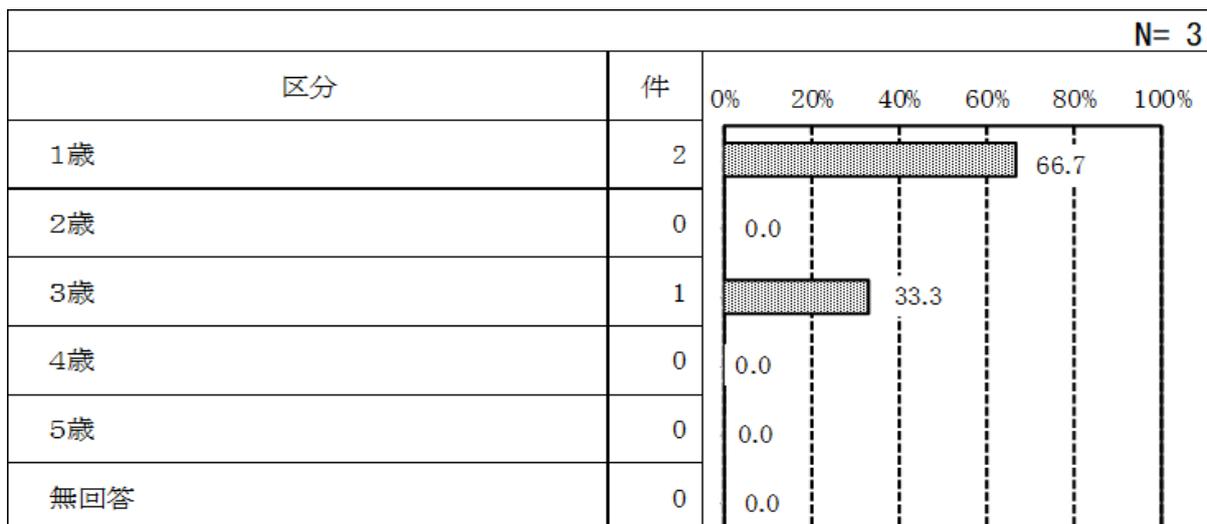
問 13-4 利用していない理由は何ですか

「利用する必要がない（子どもの教育や発達に応じるため、母親か父親が就労していないなどの理由）」が最も多く 66.7%、次いで「子どもがまだ小さいため、[]歳くらいになったら利用しようと考えている」25%、「利用したいが、延長・夜間等の利用時間帯の条件が合わない」8.3%と続いています。



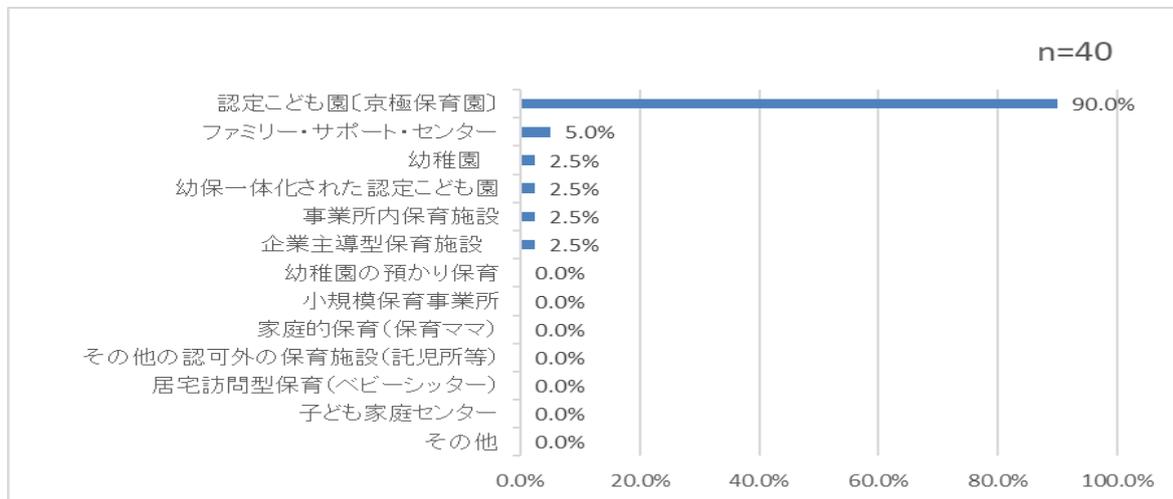
問 13-3 []歳くらいになったら利用しようと考えている子どもの年齢

「1歳」66.7%、「3歳」33.3%となっています。



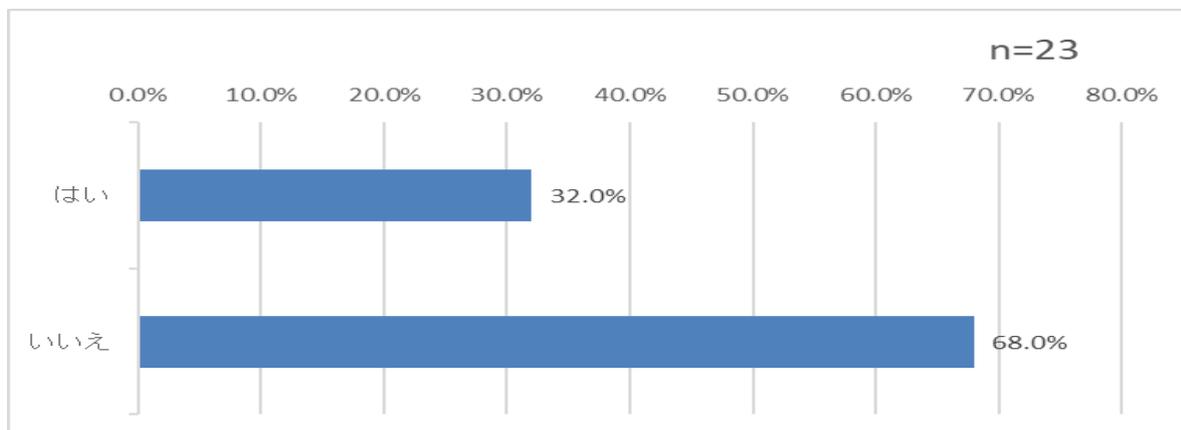
問 14 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「年間を通じて毎月」利用したいと考える事業をお答えください

「認定こども園〔京極保育園〕」90%で最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」5%、「幼稚園」、「幼保一体化された認定こども園」、「事業所内保育施設」、「企業主導型保育施設」が2.5%と続いています。



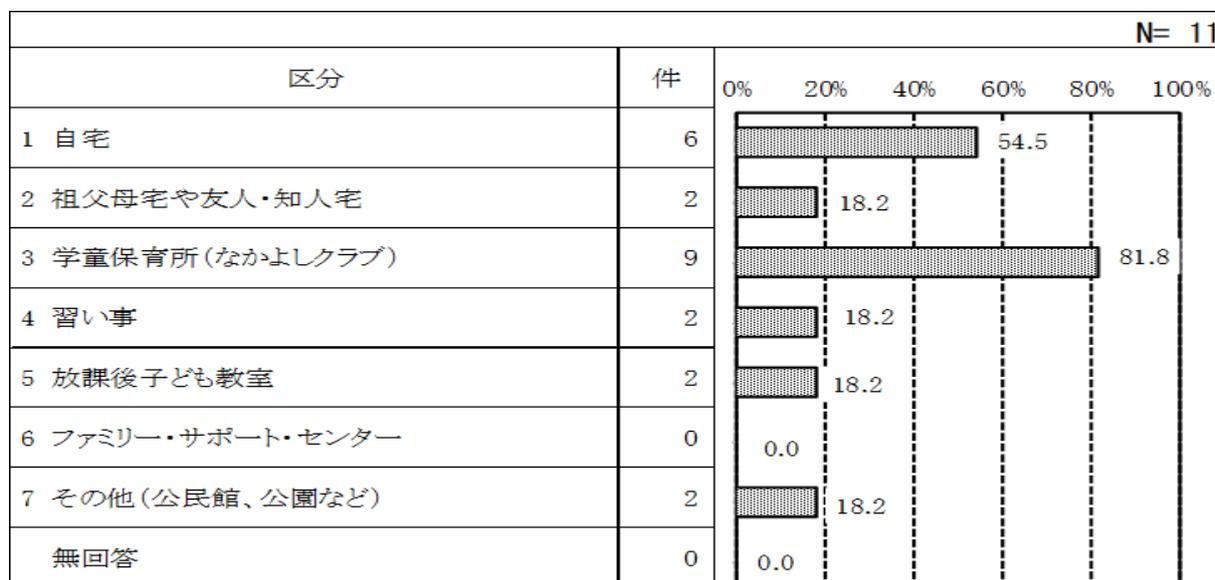
問 14-2 その中でも、特に幼稚園（預かり保育含む）の幼児教育の利用を強く希望しますか

「はい」32%、「いいえ」68%となっています。



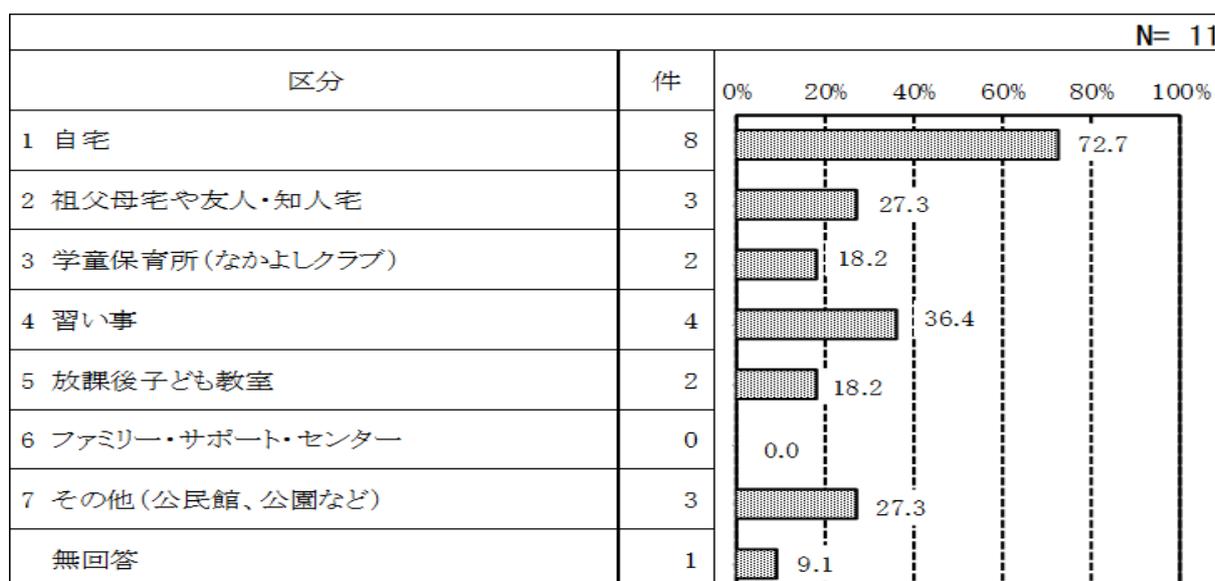
問 24 放課後の時間を過ごさせたい場所／低学年

「学童保育所（なかよしクラブ）」81.8%で最も多く、次いで「自宅」54.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事（ピアノ教室、クラブ活動、学習塾など）」、「放課後子ども教室」、「その他（公民館、公園など）」18.2%と続いています。



問 24 放課後の時間を過ごさせたい場所／高学年

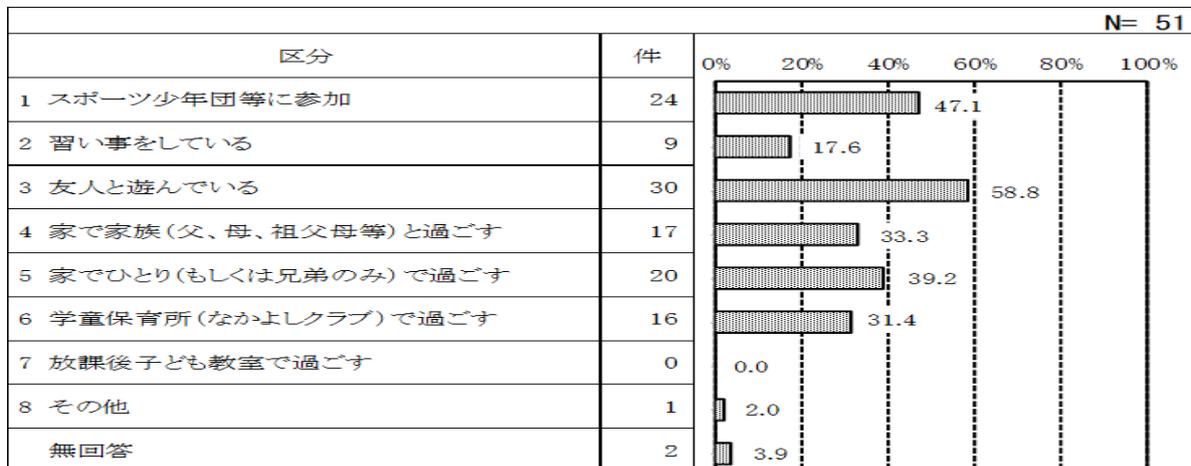
「自宅」72.7%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、クラブ活動、学習塾など）」36.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」、「その他（公民館、公園など）」27.3%と続いています。



●小学生の保護者

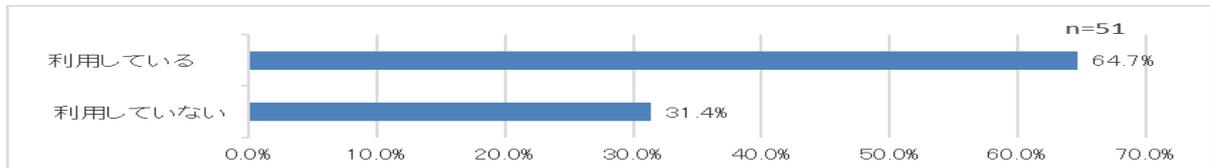
問 12 お子さんは放課後どのように過ごしていますかと

「友人と遊んでいる」58.8%で最も多く、次いで「スポーツ少年団等に参加」47.1%、「家でひとり（もしくは兄弟のみ）で過ごす」39.2%、「家で家族（父、母、祖父母等）と過ごす」33.3%、「学童保育所（なかよしクラブ）で過ごす」31.4%と続いています。



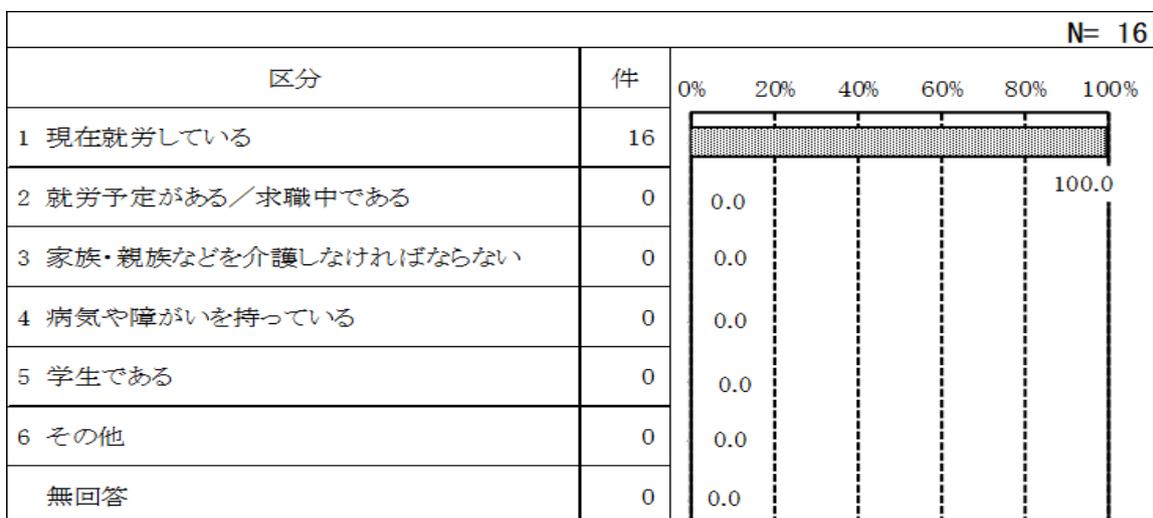
問 13 現在、学童保育所を利用していますか

「利用していない」64.7%、「利用している」31.4%となっています。



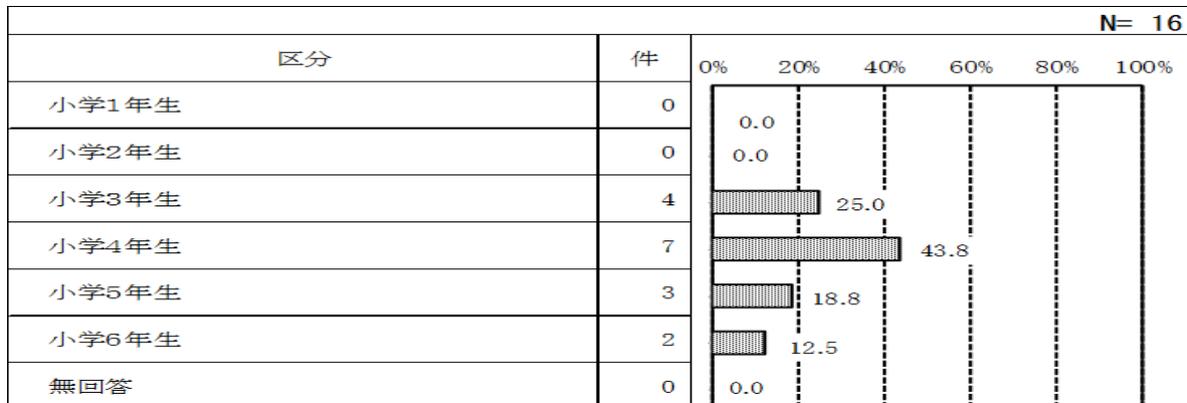
問 13-2 学童保育所を利用しているおもな理由は何ですか

「現在就労している」が100%となっています。



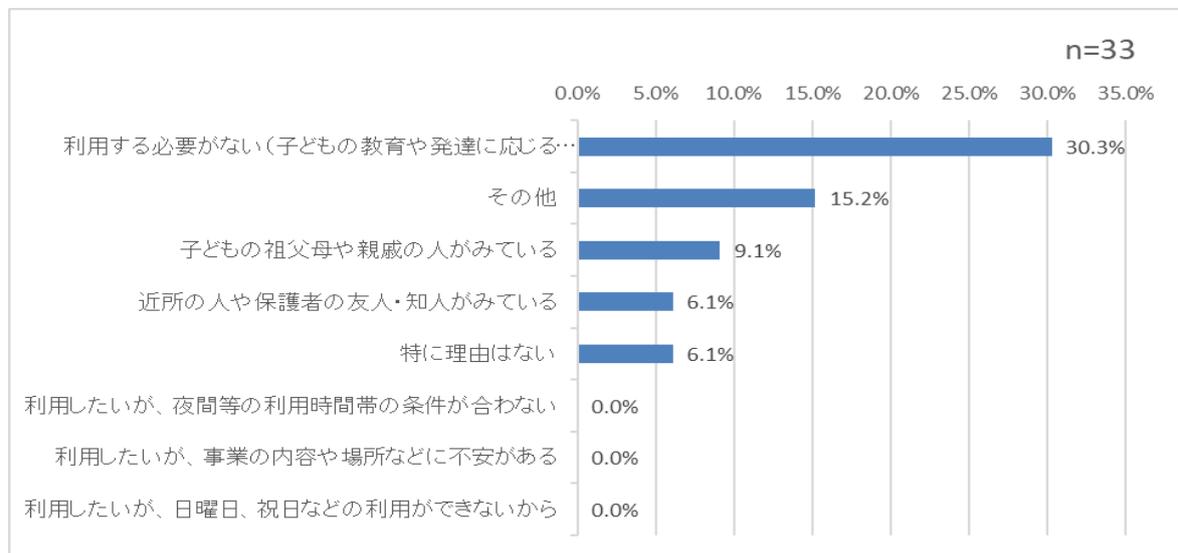
問 13-3 学童保育所の平日の利用について、今後、何年生まで利用したいとお考えですか

「4年生」43.8%で最も多く、次いで「3年生」25%、「5年生」18.8%、「6年生」12.5%と続いています。



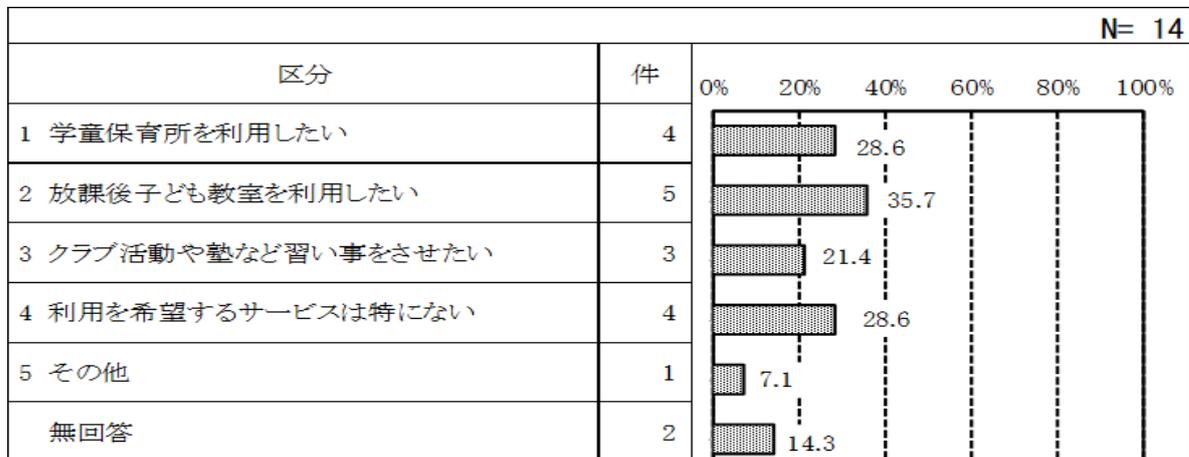
問 14-1 現在、学童保育所を利用していない理由は何ですか

「利用する必要がない（子どもの教育や発達に応じるため、母親か父親が就労していないなどの理由）」、30.3%で最も多く、次いで「その他」15.2%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」9.1%、「近所の人や保護者の友人・知人がみている」「特に理由はない」6.1%と続いています。



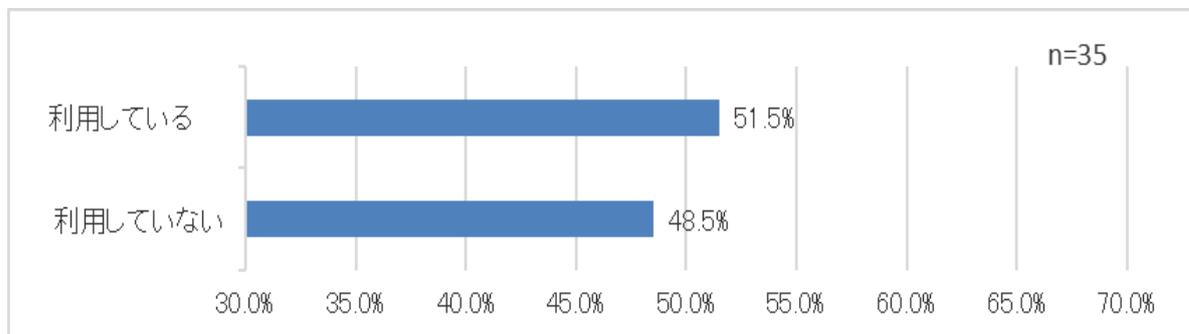
問 15 4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか

「放課後子ども教室を利用したい」35.7%で最も多く、次いで「学童保育所を利用したい」、「利用を希望するサービスは特にない」28.6%、「クラブ活動や塾など習い事をさせたい」21.4%と続いています。



問 16 放課後子ども教室について、将来、利用したいと思いますか

「利用する予定はない」51.5%、「利用したい」48.5%となっています。



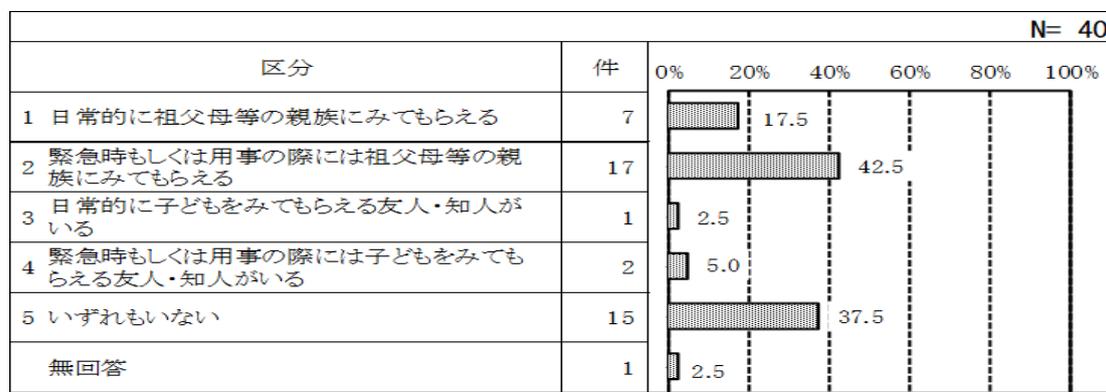
テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

子育てをしていて追い込まれてしまう状況については、孤立していたり、核家族が進みすぎて、身内とも疎遠になってしまったりしている状況で多く報告されています。

●就学前児童の保護者

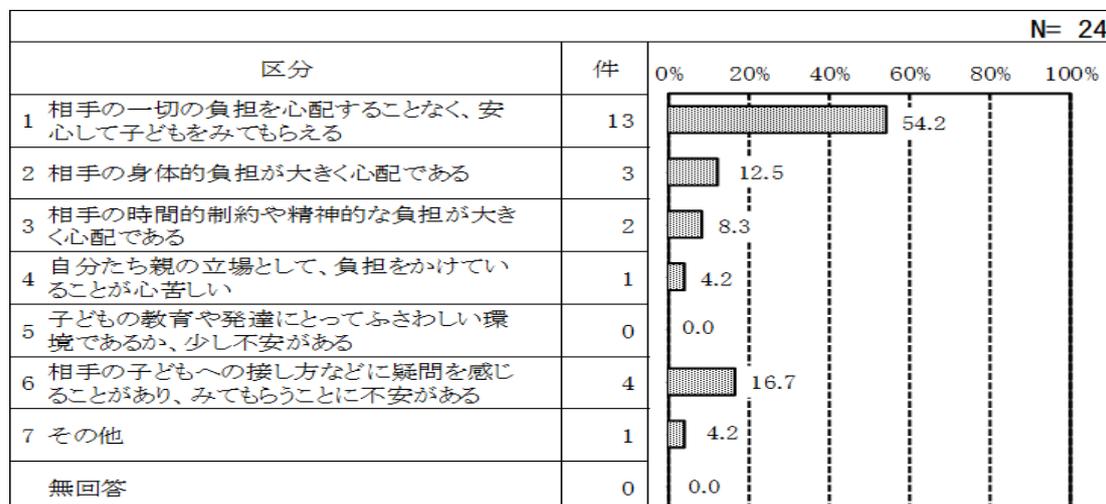
問9 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」42.5%で最も多く、次いで「いずれもない」37.5%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」17.5%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」5%と続いています。



問9-1 親族や知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

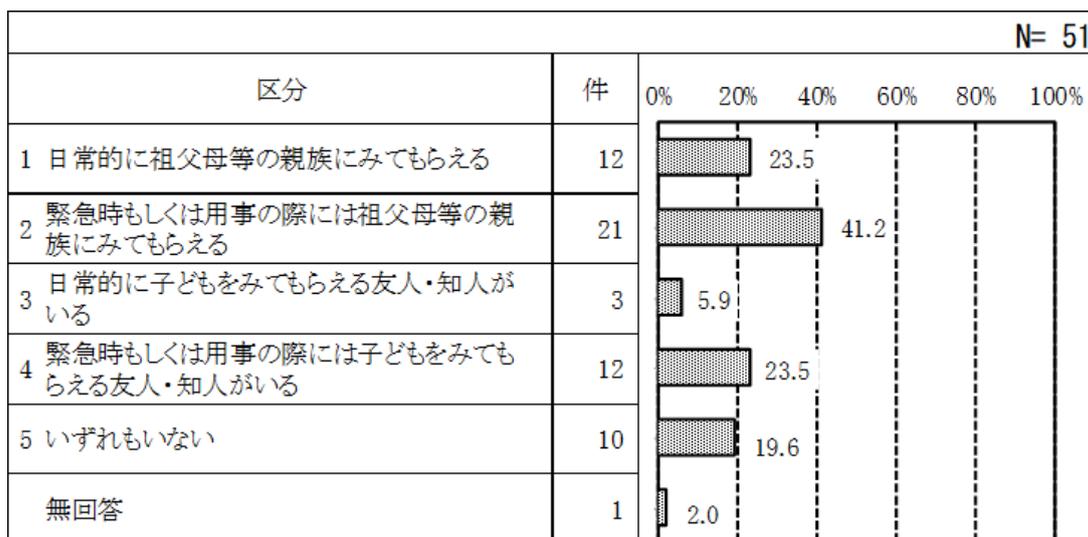
「相手の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」54.2%で最も多く、次いで「相手の子どもへの接し方などに疑問を感じることもあり、みてもらうことに不安がある」16.7%、「相手の身体的負担が大きく心配である」12.5%、「相手の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」8.3%、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」4.2%、「その他」4.2%と続いています。



●小学生の保護者

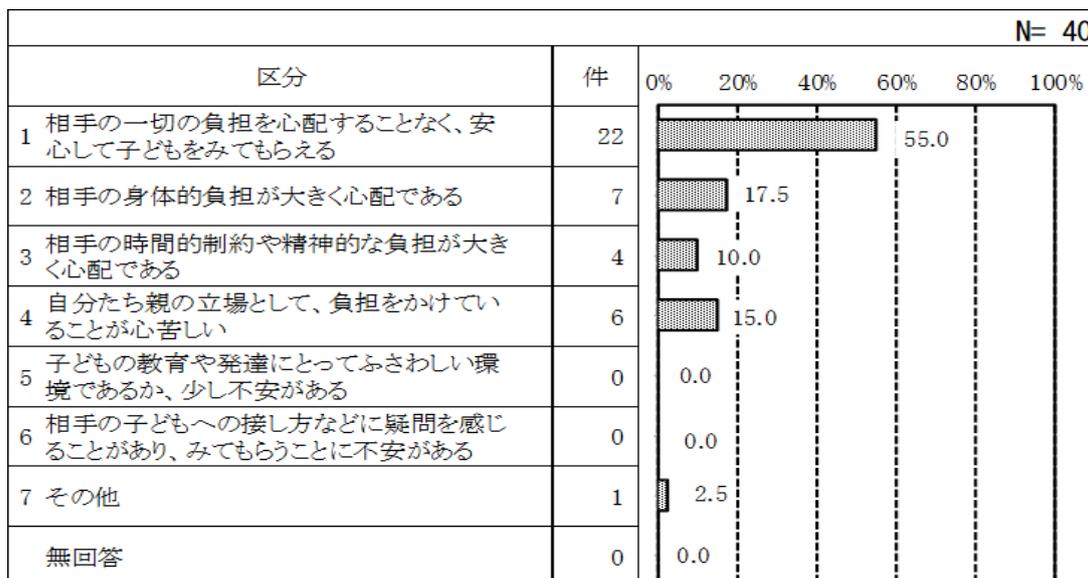
問9 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」41.2%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」23.5%、「いずれもない」19.6%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」5.9%と続いています。



問9-1 親族や知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

「祖父母等の親族の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」55%で最も多く、次いで「相手の身体的負担が大きく心配である」17.5%、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」15%、「相手の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」10%、「その他」2.5%と続いています。



テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

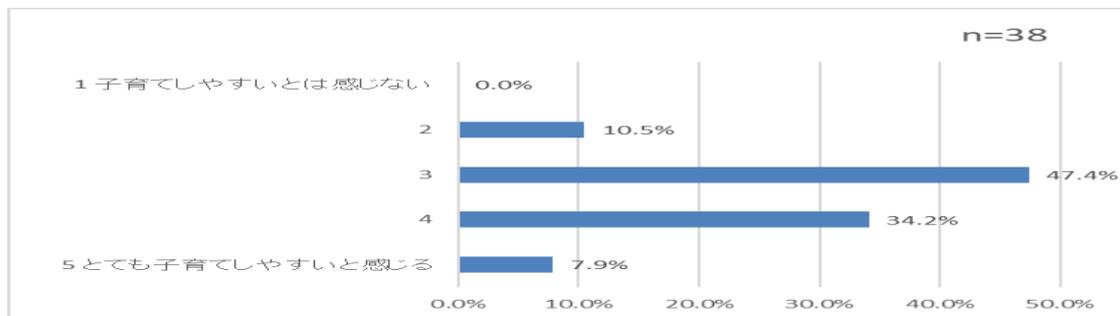
満足度については、計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげていく項目になります。

就学前の保護者のお住まいの地区の子育てのしやすさについてしてみると、「子育てしやすいと感じる」42.1%（「とても子育てしやすいと感じる」7.9%+「まあまあ子育てしやすいと感じる」34.2%）、「子育てしやすいとは感じない」10.5%（「あまり子育てしやすいとは感じない」10.5%+「子育てしやすいとは感じない」0%）となっています。

●就学前児童の保護者

問 36 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

「3」47.4%で最も多く、次いで「2」10.5%、「4」34.2%、「5（とても子育てしやすいと感じる）」7.9%、「1（子育てしやすいとは感じない）」0%と続いています。

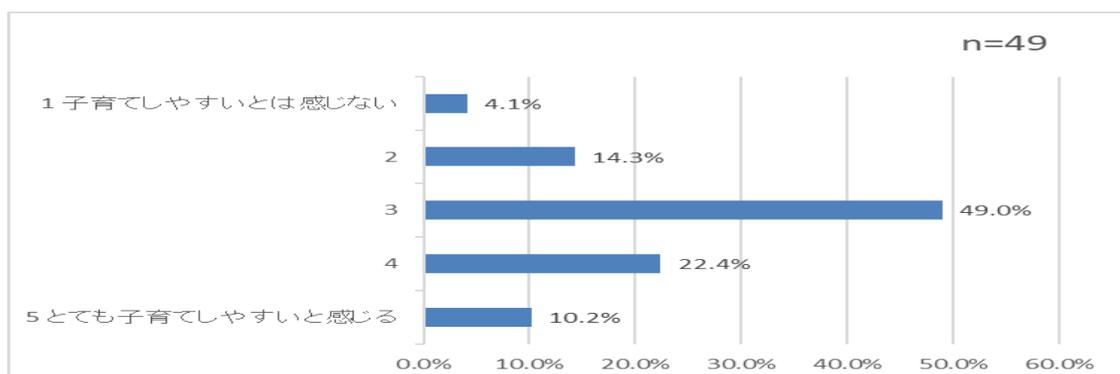


一方、小学生の保護者のお住まいの地区の子育てのしやすさについてしてみると以下の通りです。「子育てしやすいと感じる」32.6%（「とても子育てしやすいと感じる」10.2%+「まあまあ子育てしやすいと感じる」22.4%）、「子育てしやすいとは感じない」18.4%（「あまり子育てしやすいとは感じない」14.3%+「子育てしやすいとは感じない」4.1%）となっています。

●小学生の保護者

問 23 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

「3」49%で最も多く、次いで「4」22.4%、「2」14.3%、「5（とても子育てしやすいと感じる）」10.2%、「1（子育てしやすいとは感じない）」4.1%と続いています。



今後の取組検討課題については、就学前児童の保護者アンケートの問 36「お住まいの地区の子育て環境」と問 39「本町の子育て支援について希望すること」を掛け合わせてみると、子育てのしやすさの感じ方はどれも似た回答傾向となっています。特に「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「子育て支援センターのような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい」という意見が多いことから、親子が安心して集まれる場所づくりの検討が必要です。

●就学前の保護者 ニーズ調査より

上段:件数		問39 本町の子育て支援について希望すること																
下段:%	合計	子育て支援センターのような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい	子育て支援センターでの講座やイベントを増やしてほしい	子連れでも出かけやすい場所を増やしてほしい	保育所を増やしてほしい	幼稚園を設置してほしい	子ども家庭センターを設置してほしい	ファミリー・サポートセンターを設置してほしい	短期入所生活援助事業(ショートステイ)を実施してほしい	夜間養護等事業(トワイライトステイ)を実施してほしい	一時預かりなどの保育サービスを実施してほしい	発達支援センター、こども医療センターなどの医療に関するサポートを実施してほしい	誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを実施してほしい	公営住宅での多世帯の優先入居や広い部屋など、住宅面での配慮をしてほしい	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	子育てに関する情報を発信してほしい	子育てに関する情報が配られるアプリなどをつくってほしい	その他
		全体	40	10	2	28	1	3	1	5	1	2	7	3	10	5	6	2
	100	25	5	70	2.5	7.5	2.5	12.5	2.5	5	17.5	7.5	25	12.5	15	5	2.5	7.5
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	4	-	-	3	-	-	-	1	1	-	1	-	1	1	1	-	-	-
	100	-	-	75	-	-	-	25	25	-	25	-	25	25	25	-	-	-
3	18	5	-	13	-	2	1	4	-	1	3	1	5	3	3	-	1	1
	100	27.8	-	72.2	-	11.1	5.6	22.2	-	5.6	16.7	5.6	27.8	16.7	16.7	-	5.6	5.6
4	13	5	2	9	1	-	-	-	-	-	3	2	4	1	2	2	-	2
	100	38.5	15.4	69.2	7.7	-	-	-	-	-	23.1	15.4	30.8	7.7	15.4	15.4	-	15.4
5	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100	-	-	66.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

一方、小学生保護者アンケートの問 36「お住まいの地区の子育て環境」と問 39「子育て支援について希望すること」を掛け合わせてみると、子育てのしやすさの感じ方はどれも似た回答傾向となっています。就学前児童の保護者と同様に「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」意見が一番多くなっています。また、子ども医療の充実を望む意見が多い傾向にありました。

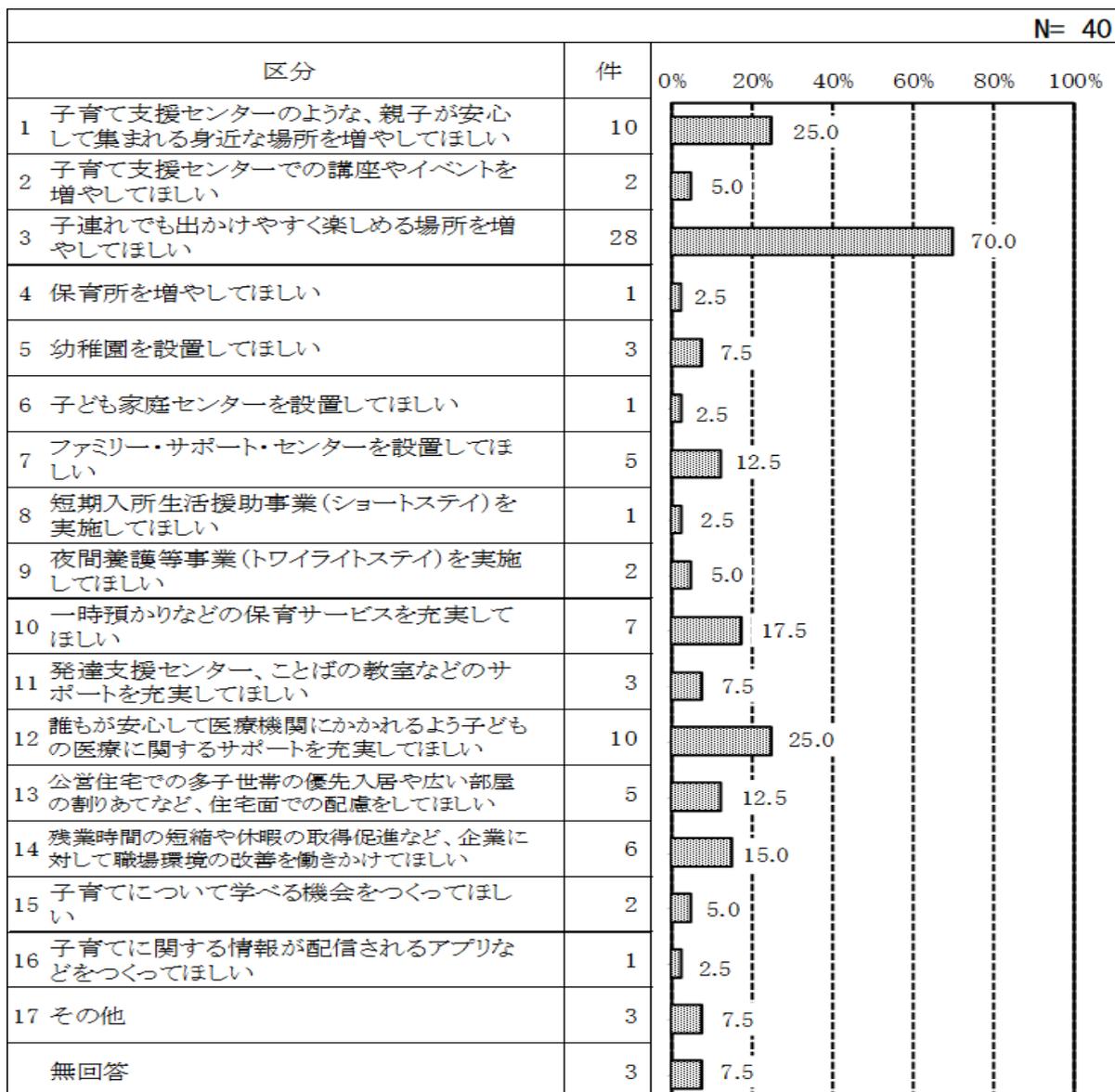
●小学生の保護者 ニーズ調査より

上段:件数		問26 本町の子育て支援について希望すること																
下段:%	合計	子育て支援センターのような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい	子育て支援センターでの講座やイベントを増やしてほしい	子連れでも出かけやすい場所を増やしてほしい	保育所を増やしてほしい	幼稚園を設置してほしい	子ども家庭センターを設置してほしい	ファミリー・サポートセンターを設置してほしい	短期入所生活援助事業(ショートステイ)を実施してほしい	夜間養護等事業(トワイライトステイ)を実施してほしい	一時預かりなどの保育サービスを実施してほしい	発達支援センター、こども医療センターなどの医療に関するサポートを実施してほしい	誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを実施してほしい	公営住宅での多世帯の優先入居や広い部屋など、住宅面での配慮をしてほしい	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	子育てに関する情報を発信してほしい	子育てに関する情報が配られるアプリなどをつくってほしい	その他
		全体	49	8	3	19	2	3	3	3	1	1	3	4	11	4	4	1
	100	16.3	6.1	38.8	4.1	6.1	6.1	6.1	2	2	6.1	8.2	22.4	8.2	8.2	2	4.1	4.1
1	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100	-	-	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	7	1	-	2	1	1	1	1	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-
	100	14.3	-	28.6	14.3	14.3	14.3	14.3	-	-	-	14.3	42.9	-	-	-	-	-
3	24	5	1	8	-	1	1	2	1	-	2	2	5	2	2	-	-	-
	100	20.8	4.2	33.3	-	4.2	4.2	8.3	4.2	-	8.3	8.3	20.8	8.3	8.3	-	-	-
4	11	2	1	5	1	1	1	-	-	1	-	-	1	1	-	1	2	2
	100	18.2	9.1	45.5	9.1	9.1	9.1	-	-	9.1	-	-	9.1	9.1	-	9.1	18.2	18.2
5	5	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	1	-	-	-
	100	-	20	60	-	-	-	-	-	-	-	20	20	40	20	-	-	-

●就学前児童の保護者

問 39 本町の子育て支援について希望することはありますか

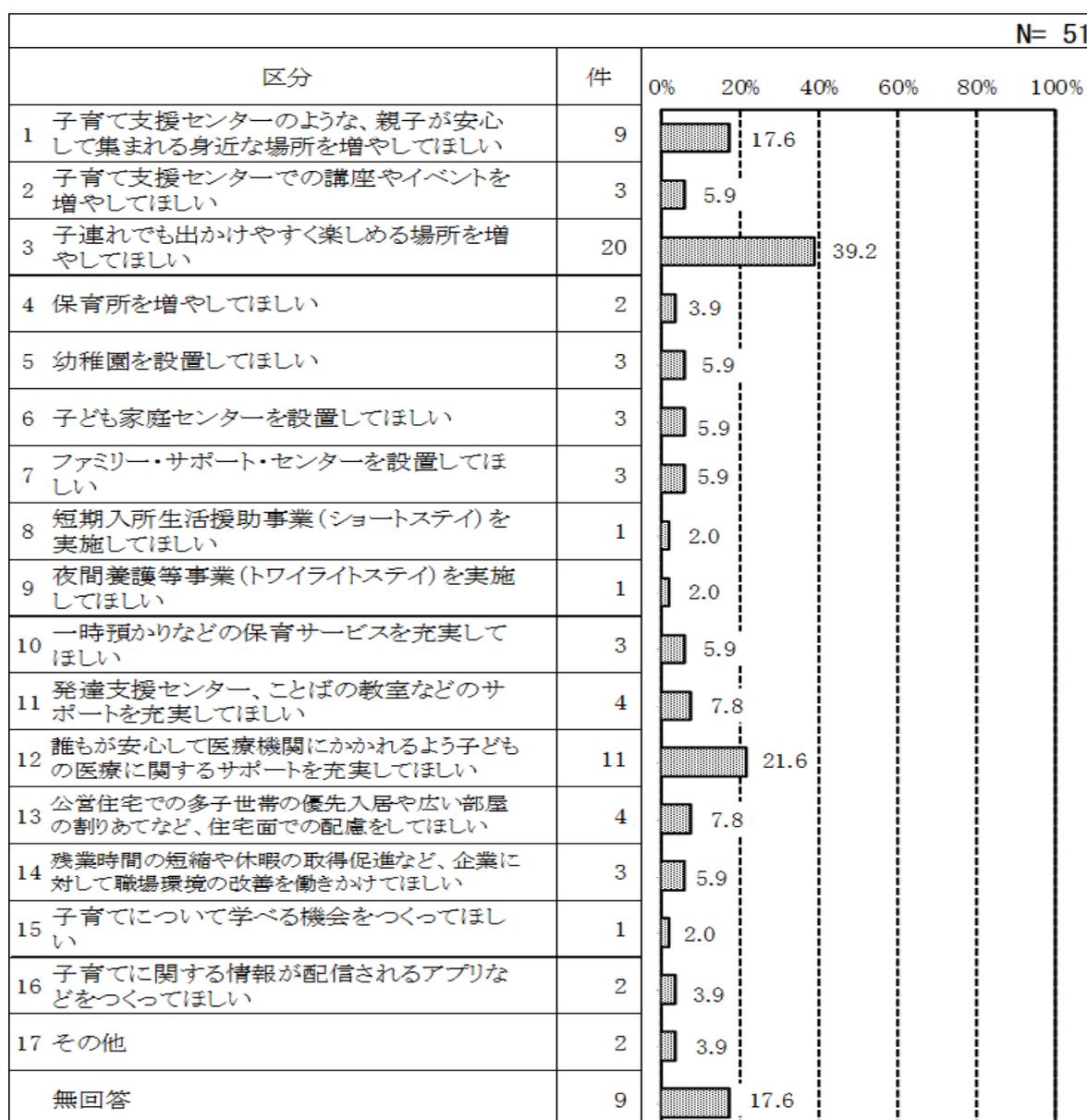
「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」70%で最も多く、次いで「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」、「子育て支援センターのような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい」25%、「一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい」17.5%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」15%、「ファミリー・サポート・センターを設置してほしい」、「公営住宅での多子世帯の優先入居や広い部屋の割りあてなど、住宅面での配慮をしてほしい」12.5%と続いています。



●小学生の保護者

問 26 本町の子育て支援について希望することはありますか

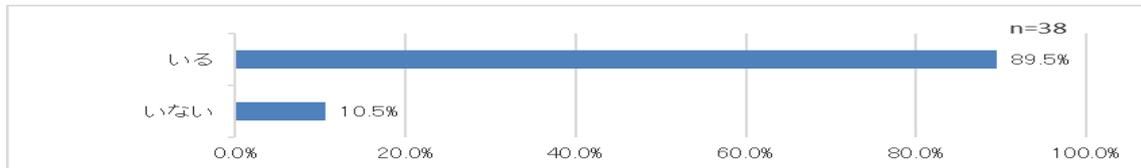
「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」38.7%で最も多く、次いで39.2%、「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」21.6%、「子育て支援センターのような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい」17.6%、「発達支援センター、ことばの教室などのサポートを充実してほしい」、「残公営住宅での多子世帯の優先入居や広い部屋の割りあてなど、住宅面での配慮をしてほしい」7.8%と続いています。



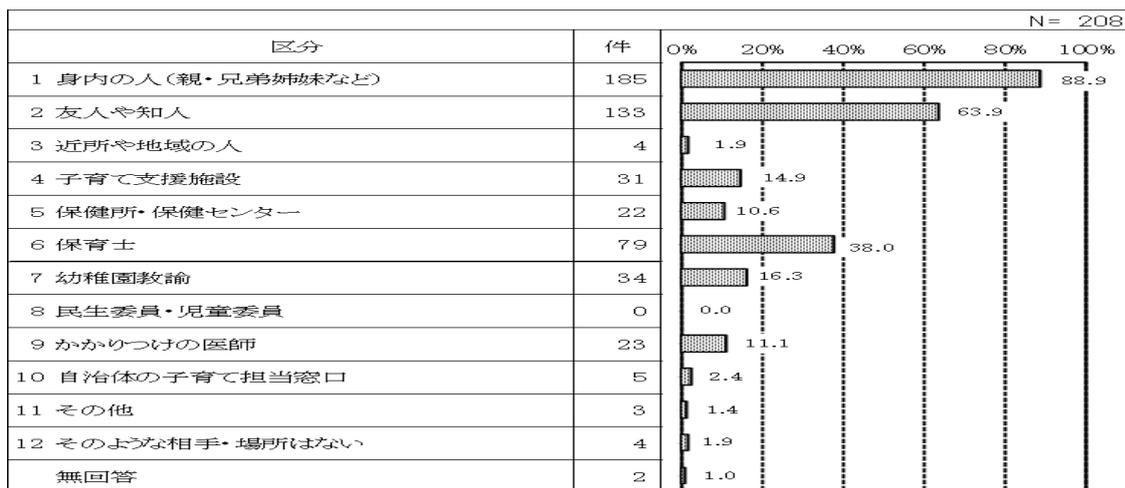
テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

●就学前児童の保護者

問10 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか
「いる／ある」89.5%、「いない／ない」10.5%となっています。

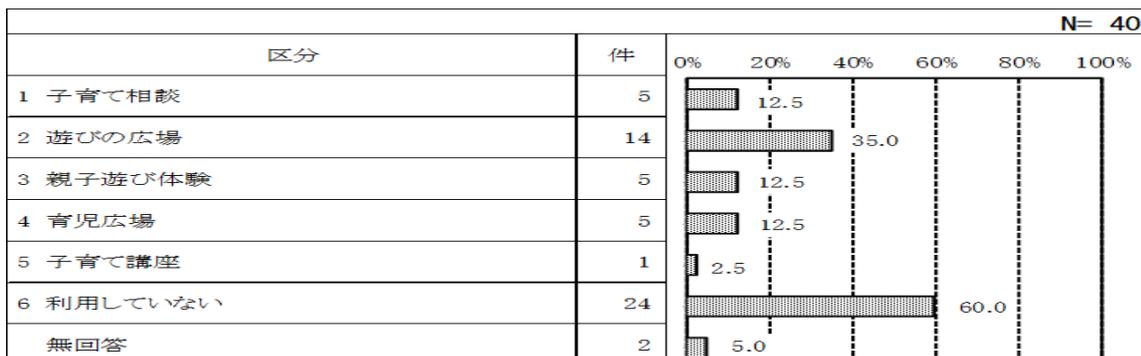


問10-1 子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所は誰（どこ）ですか
「友人や知人」86.2%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」84.5%、「子育て支援センター」32.8%、「保健師」25.9%、「保育所」20.7%と続いています。



問15 お子さんは、現在、子育て支援センターを利用していますか

「利用していない」が60.0%で最も高い割合を占め、「遊びの広場」が35.0%、「子育て相談」「親子遊び体験」「育児広場」がそれぞれ12.5%で続きます。

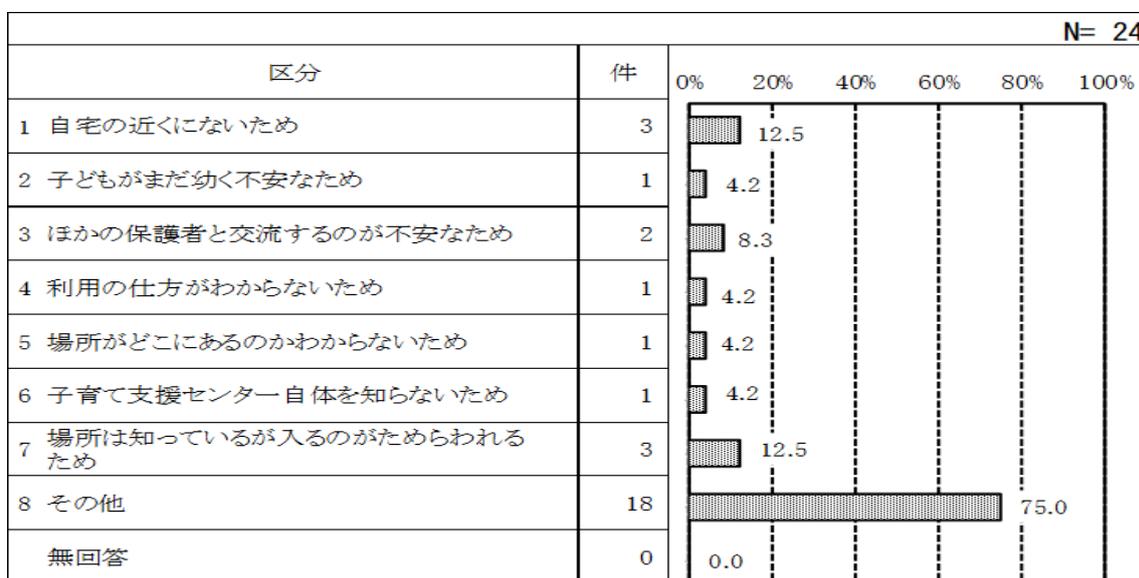


問 15-1 子育て支援センターを利用していない理由はおもに何ですか

「その他」75%で最も多く、次いで「自宅の近くにないため」、「場所は知っているが入るのがためられるため」12.5%、「ほかの保護者と交流するのが不安なため」8.3%、「子どもがまだ幼く不安なため」「利用の仕方がわからないため」、「場所がどこにあるのかわからないため」、「子育て支援センター自体を知らないため」4.2%と続いています。

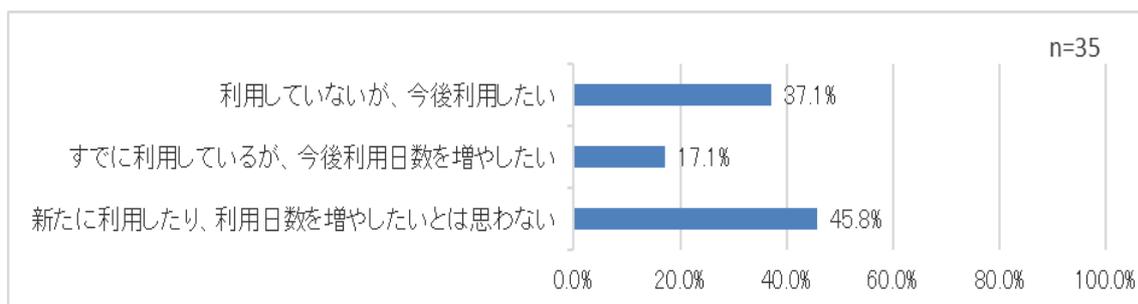
※その他

- 平日しか実施されず、就労のため利用できないため
- 平日は保育園に行っているため
- 必要だと思わないため
- 利用する時間がない（短い）ため



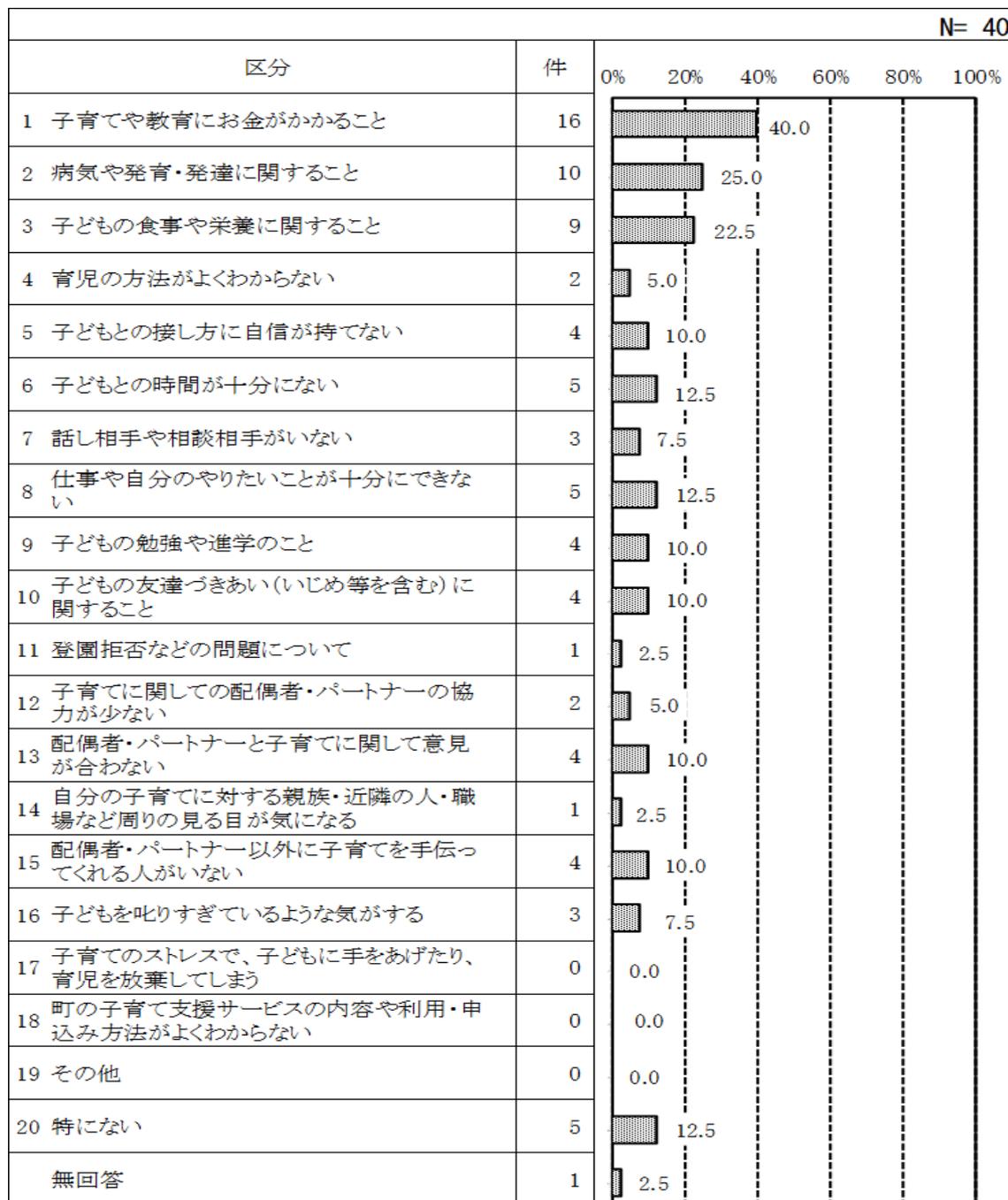
問 16 子育て支援センターについて、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」45.8%で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」37.1%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」17.1%と続いています。



問 33 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか

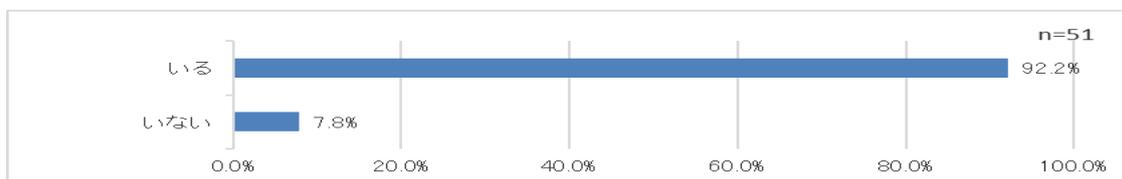
「子育てや教育にお金がかかること」40%で最も多く、次いで「病気や発育・発達に関する
こと」25%、「子どもの食事や栄養に関すること」22.5%、「子どもとの時間が十分でない」、
「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」、「特でない」12.5%と続いています。



●小学生の保護者

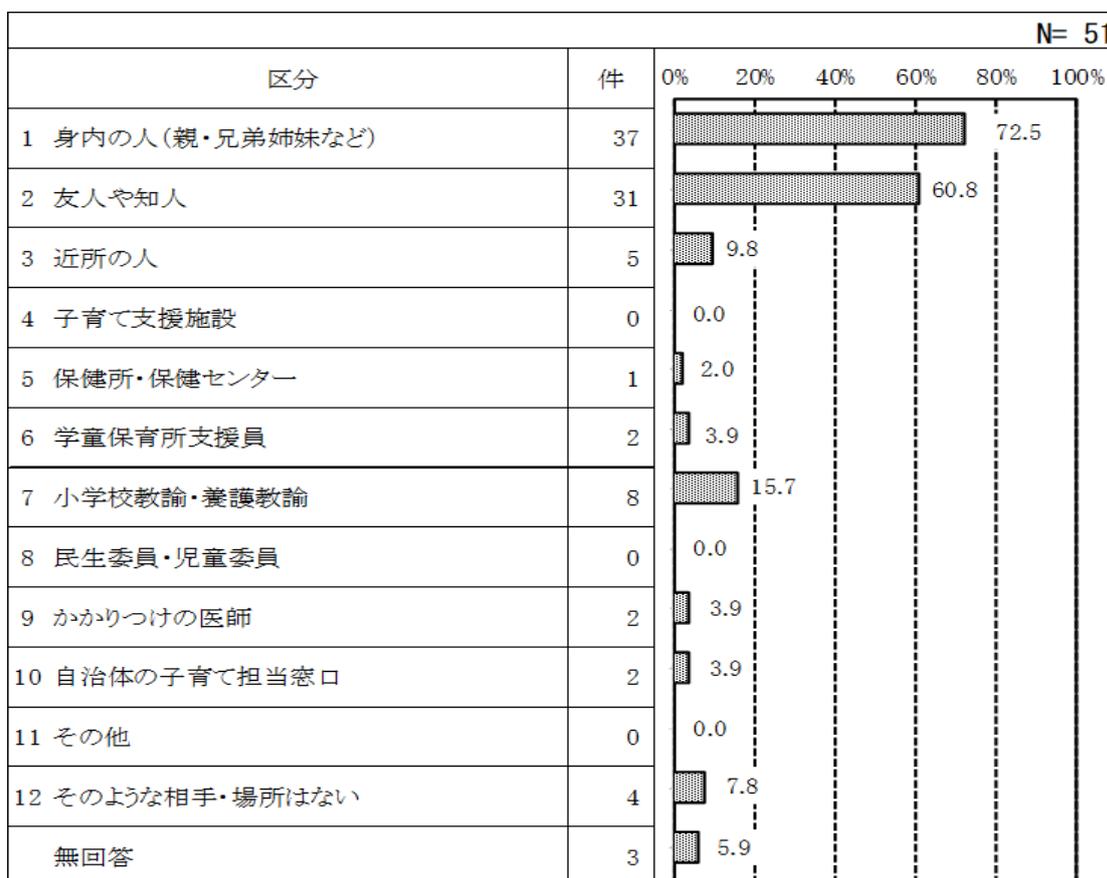
問 10 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか

「いる／ある」92.2%、「いない／ない」7.8%となっています。



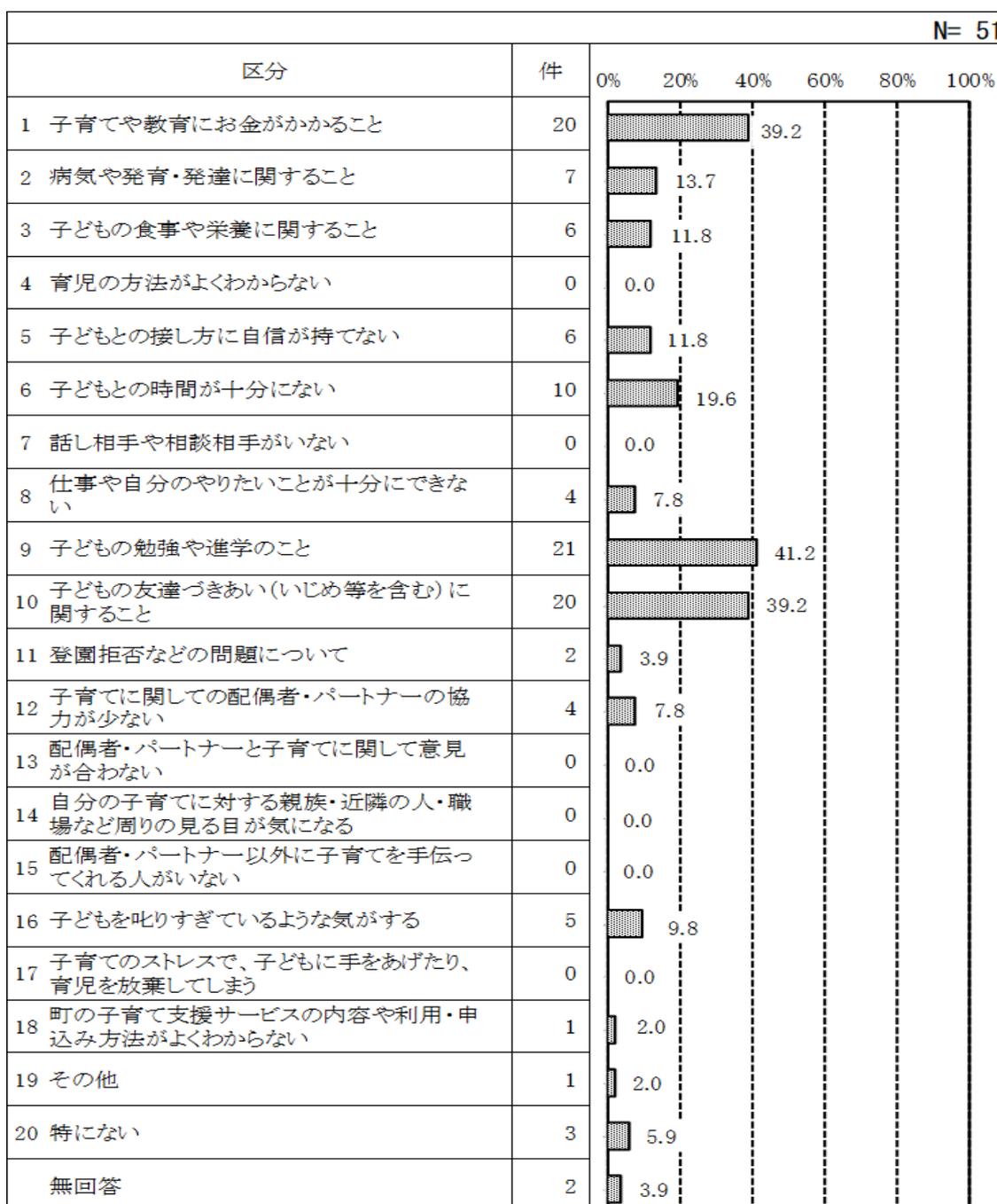
問 10-1 子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所は誰（どこ）ですか

「身内の人」72.5%で最も多く、次いで「友人や知人」60.8%、「小学校教諭・養護教諭」15.7%、「近所の人」9.8%と続いています。



問 21 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか

「子どもの勉強や進学のこと」41.2%で最も多く、次いで「子育てや教育にお金がかかること」、「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」39.2%、「子どもとの時間が十分でない」19.6%、「病気や発育・発達に関すること」13.7%「子どもとの接し方に自信が持てない」、「子どもの食事や栄養に関すること」11.8%、「子どもを叱りすぎているような気がする」9.8%と続いています。



●子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果からの課題

ここでは、アンケート全般を踏まえた課題を記載しています。

●テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→ 今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげることが課題です。見込み量を算出する際の希望値の参考としてアンケート結果を活用し、また利用実績も踏まえた見込み量とすることも課題です。

就学前児童保護者の「定期的な教育・保育の事業」の利用についての設問では、認定こども園（京極保育園）を「定期的にご利用している」が85.0%で、それ以外の利用はほとんどみられません。

現在、「定期的な教育・保育の事業」を利用していない保護者の今後の利用希望でも、認定こども園（京極保育園）を「平日」に利用したいが90.0%を占めています。

また、就学前児童保護者の小学校入学後の放課後過の過ごし方への希望をみると、低学年では「学童保育所（なかよしクラブ）」が81.8%で最も高い割合を占めています。小学生の保護者の放課後過の過ごし方の回答では、学童保育所（なかよしクラブ）」は31.4%を占めています。

ここから、京極町では見込み量を算出する際に、就学前児童では認定こども園（京極保育園）、小学生では学童保育所（なかよしクラブ）の利用を前提とすることになります。

●テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

→ 孤立している保護者がいる可能性があるという前提で、今後の取組につなげていくことが課題です。この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、児童虐待や育児放棄を防ぐ具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。

また、小学生も含めた親子で参加できる地域交流やイベントなどの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも課題の1つと考えられます。

就学前児童保護者の「あったらいいな」と思う子育て世代の交流・イベントなどの自由記述では、次のような回答がみられます。

- ・季節を活かしたイベント（餅つき、花見、ハロウィン、クリスマス）
- ・冬季に必須な屋内遊具施設。
- ・サッカー、野球以外のスポーツ体験。
- ・公園、公園の遊具の充実、室内の遊び場、水遊びのできる場所。
- ・町内会のイベントでやっているような七夕など子どもが少ない場所だと寂しいので、広く募集、開催してくれたら参加したい。

小学生保護者の「あったらいいな」と思う子育て世代の交流・イベントなどの自由記述では、次のような回答がみられます。

- ・一人でも参加しやすいイベント。
- ・親子運動会
- ・ふきだし公園を水のテーマパークのような施設にしてほしい。
- ・ママサークルなど保護者自らが企画するイベント。

- ・小さいころから英語に触れることができるイベント。
- ・職場体験のような体験できるイベント。
- ・サイズアウトや年齢に合わなくなった玩具、学用品、スポーツ用品等をリユースや譲渡してもらえるようなイベント。
- ・子どもが出店したり買物したりするイベント。
- ・体育館等で集まってできるイベント。

このような、具体的な希望を集約し、今後の取組につなげていくことが求められます。

●テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

→ 計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげることが重要です。町の子育て支援対策についての回答をみると、就学前児童保護者では、「特になし」が30.0%、「現状で満足」が22.5%、小学生保護者では、「特になし」が30.0%、「現状で満足」が23.5%となっています。

このような現況を維持しつつ、就学前児童の保護者であれば、子育て支援センターなどのような親子で集まれる場所の増設希望に対応していくことが課題の一つです。

また、近年の情報伝達手段の急激な変化により、町の子育て情報の提供方法について自由記述で多くの意見が寄せられています。

就学前児童保護者

- ・アプリでの配信に期待。
- ・習い事についての情報発信。
- ・情報提供、書類の送付等をもう少し早く行ってほしい。

小学生保護者

- ・小学校高学年～中学生に関する情報提供。
特に中学校の生活やその後の進路に関することなど発信希望。
- ・町で子育てアプリを作って情報共有。
- ・必要な情報がプッシュ通知でデジタル媒体から受け取れると便利。
- ・京極町のアプリによる情報発信で満足。

●テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

→ 就学前児童保護者の子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所は、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が88.9%、「友人や知人」が63.9%、「保育士」が38.5%となっており、小学生保護者では、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が72.5%、「友人や知人」が60.8%、「小学校教諭・養護教諭」が15.7%となっています。

相談内容として想定されるのは「経済的な不安・負担について」、「子どもの勉強や進学のこと」、「子どもの食事や栄養に関すること」、「子育ての方法や保護者自身の相談」、「病気や発育・発達に関すること」などが相談できる人員の確保や窓口体制を整えていくことが課題です。また、相談したいけどする先がわからない方に、気軽に相談する先があることを今後も周知や広報していくことも課題になります。

また、就学前児童保護者のどのようなサポートがあれば良いとお考えでしょうかに対する自由記述では、次のような記述がありました。

- ・家事代行サービス・送迎サービス（タクシー利用券など）。
- ・3歳児健診のあとしばらく保育士や小児科医師と話す場がないので就学までの間に健診があると安心。
- ・子どもが発熱しているときに預かってくれる場所や人がいるとありがたい。共働きだとどちらかが休まないといけず、職場に迷惑がかかってしまう。
- ・産後は家事をやってくれる人や宅配料理などのサービス。
- ・定期的な見守りなど。

その他の項目については、以下のとおりです。

●教育・保育の質の向上に向けた課題

- 子育て支援対策について、満足度が高いと考えられるため、現在の子育て支援事業を継続しつつ質の高い教育・保育の提供、周知方法などの整備を継続することが必要です。

●子育て支援と育児環境の整備に向けた課題

- 気軽に相談できる場所として、子育て支援施設や町の相談窓口等の活用を促すような広報の仕方がさらに必要です。
- 放課後児童クラブだけでなく、放課後に子どもたちが安全に過ごすことができる体制の整備が今後も必要です。

●地域のニーズに応じた子育て支援の充実と多様な生き方・働き方を支援するための課題

- 今後、保育環境の整備により就労等の理由で保育園等に預けたいと希望する保護者は増加すると見込まれるため、ニーズに応じた供給体制の確保が必要です。
- 就労時間や就労形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対応できる就労支援の充実も必要です。
- 今後も一層のワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。
- 職場復帰後に教育・保育施設等の円滑利用ができるよう、利用に関する支援と事業者への子育ての充実へ向けた取り組みを促す啓発活動が必要です。

5 京極町の子ども・子育て支援の課題について

国の指針でもいわれている子どもの育ち及び子育てをめぐる環境と京極町の子育て環境を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画の大きな三つの課題それぞれに対応するとともに、関連する課題にも取り組んでいく必要があります。

(1) 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

- ニーズに基づく教育・保育の提供体制の確保と実施時期、教育・保育の質的改善の自助努力を継続していく必要があります。
- 社会情勢や近隣関係、家族構成の変化や就労形態、価値観の多様化によって、教育・保育のニーズも多様化に合わせた、教育・保育のメニューの充実が必要です。
- 「小1の壁」といわれている幼児期から児童期の連続した教育・保育で、就学後の学童クラブへのニーズがあり、引き続き確保が必要になります。
- 就労の有無にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を踏まえ、様々な場面を通じて、家庭状況を把握しつつ、適切な支援につなげることが必要です。
- 子育て利用者への育児情報提供と助言の拡大をする必要があります。
- 子育て支援センターや公園のような、子どもと保護者が安心して集まれる場所の確保が必要です。

(2) 家庭・地域の子育て支援を充実

- 子どもの健やかな育ちを等しく保証するためには、発達が気になる子など特別な支援が必要な子どもに対し、一人一人の状況や発達に応じた支援が必要です。
- 核家族化、子どもの減少や近隣との関わりの希薄化等により、子育て家庭や子どもと地域住民が関わる機会が減ってきています。地域で子どもや子育て家庭の状況を理解し、関心を深め、地域全体で子育てを支えていくことが必要です。
- 親子で参加できる地域交流やイベントなどの社会参加の機会を確保することで、孤立や疎遠の状況を防ぐ必要があります。

(3) 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 少子化により、子ども数の減少とともに、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。子どもたちに質の高い教育・保育の総合的な提供を目指す認定こども園法制度の改善により、新設や移行がしやすくなったことを踏まえ、京極町として受入体制作りのため基準（条例）を策定しています。また、教育・保育関係者へは、継続して情報提供を行う必要があります。

第3章 基本的な考え方

1 目的

「すこやかに暮らしつづけるまちづくり」

京極町の子ども・子育て支援事業は、第6次京極町総合計画の健康・福祉・医療・子育て分野の基本目標「すこやかに暮らしつづけるまちづくり」を踏襲し目的とします。

全ての人が、住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく生き生きと暮らし続けるため、年齢や性別、障がいや疾病の有無に関わらず、お互いに認め合い、相互に支え合うことができるまちづくりを行います。

2 基本理念

「子育てを優しく地域で育むまち」

京極町の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、「子育てを優しく地域で育むまち」を基本理念とします。

第4章 子ども子育て支援事業の推進

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、町は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を策定することとなっています。

本計画においては、京極町全域を1つの提供区域とします。

2 児童人口の推計について

計画期間（令和7年度～令和11年度）までの子どもの数の推計結果は、次のとおりです。

本計画では、住民基本台帳の過去5年の年齢別・男女別人口を基にコーホート変化率※を用いて各年度の児童数を推計し、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み量を算出します。

※ コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ期間に生まれた人の集団）について、過去における実績人口から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

年齢	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳	16	14	12	12	11
1歳	13	16	15	13	13
2歳	19	11	17	16	14
3歳	10	18	11	16	15
4歳	15	11	19	12	17
5歳	15	15	11	19	11
0～5歳	88	85	85	87	80
6歳	17	15	14	11	19
7歳	14	17	15	15	11
8歳	16	14	17	15	15
9歳	16	16	14	17	15
10歳	25	16	16	14	18
11歳	15	25	16	16	15
6～11歳	103	104	93	89	92
計	192	189	178	175	172

3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

教育・保育事業について、教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望、推計児童数を踏まえて、以下のとおり認定区分ごとに量の見込み及び確保方策を定めます。

(1) 認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第十九条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。
その上で施設型給付を行う仕組み。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳 1～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

※施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

(2) 確保の方策

幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ認定こども園では、教育・保育の利用状況及びアンケートにより把握する利用希望を踏まえ、幼児教育・保育の無償化の影響による保育ニーズの変化に対応し、認定区分によらず柔軟な受け入れを行う等、質の確保された教育・保育の受け皿を整え、待機児童を解消するとともに、各提供区域における量の見込みに対して、提供体制を確保していきます。

① 1号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園を利用希望）

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	1人	1人	1人	2人	2人
2 確保の内容	1人	1人	1人	2人	2人
特定教育・保育施設	1人	1人	1人	2人	2人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（2-1）	0人	0人	0人	0人	0人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。

② 2号認定（3歳以上、保育所・認定こども園を利用希望）

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	40人	42人	37人	40人	36人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	0人	0人	0人	0人	0人
上記以外	40人	42人	39人	40人	36人
2 確保の内容	40人	42人	39人	40人	39人
特定教育・保育施設	40人	42人	39人	40人	39人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（2-1）	0人	0人	2人	0人	3人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

③ 3号認定（0歳、保育所・認定こども園を利用希望）

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	11人	11人	9人	9人	8人
2 確保の内容	11人	11人	10人	10人	10人
特定教育・保育施設	11人	11人	10人	10人	10人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（2-1）	0人	0人	1人	1人	2人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

④ 3号認定（1・2歳、保育所・認定こども園を利用希望）

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	23人	20人	24人	20人	19人
2 確保の内容	23人	21人	25人	23人	24人
特定教育・保育施設	23人	21人	25人	23人	24人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（2-1）	0人	1人	1人	3人	5人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(3) 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、京極保育園を保育所型認定こども園とし、教育・保育両面の提供を行っています。

(1) 認定こども園の特徴

就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供します。

保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。（1号認定）

保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できます。

0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育ちます。

園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

(2) 認定こども園の取り扱いについて

①保育所保育指針及び幼稚園教育要領との整合性

幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める保育所保育指針及び幼稚園教育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開します。

子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人一人の存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。

環境をとおして行う保育及び教育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成します。

②小学校教育との円滑な接続

子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた保育及び学びの内容に教育的要素を取り入れるなど工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培います。

(3) 配慮すべき事項の詳細

①発達や学びの連続性に関すること

0歳から小学校就学前までの一貫した保育及び学びにおいては、子どもの発達の連続性に考慮し、集団生活の経験の違い等、一人一人の特性や課題に応じたきめ細かな対応を図ります。また、小学校教育との円滑な接続に向け、遊びの中に教育的要素を加え、取得すべき概念（文字や数字、大きい・小さい、長い・短い等）についての理解を深めます。

②養護に関すること

家庭と協力しながら、一人一人の発育状況や健康状態を把握し、子どもと保育者との信頼関係を構築するとともに、子どもにとって心豊かで安定した、快適な生活環境を実現します。

③乳児期の子どもの保育に関すること

安全で活動しやすい環境を整え、一人一人の生活のリズムを重視しながら、保護者に発育・発達が著しい子どもの様子や日々の保育の状況について保護者に情報提供し、子どもの成長の喜びを保護者と共有できるようにします。

④満3歳未満の子どもの保育に関すること

心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいいため、適切な援助を行うとともに、基本的な生活習慣の形成に向けて、発達の状況に応じた環境の構成を工夫します。また、子どもが安心して生活をする場となるよう配慮します。

また、この年代の子どもの保育ニーズが高まりつつあります。保護者が子育てしやすい環境、安心して働ける環境を推進します。

⑤健康及び安全に関すること

食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、専門機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行います。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ安全のための行動を身につけることができるように努めます。

⑥特別支援教育や障がい児保育に関すること

障がいのある子どもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児相談や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供をします。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが日常の生活を通じて、活動をともにすることができるよう配慮し、認定こども園が障がいの有無を問わず、この時期の子どもに必要な生活体験を提供できるようにすること。さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援を図れるようにします。

⑦子育ての支援に関すること

園内体制の整備に配慮し、子育ての喜びを共感する場づくり、悩みや経験を話し交流する場づくり、子育てのネットワークづくりなど、地域の子育ての拠点としての役割を果たします。

⑧家庭や地域社会との連携に関すること

様々な子どもとその保護者が営む生活が充実するように、保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者をはじめ幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用し地域全体で子どもの健やかな育ちを支えます。

（４）教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備・教材等の良質な環境の確保と、保育士やそれを支える、子どもの育ちを支援する者自身の待遇改善、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることも必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた不断の改善努力を行います。

一方で、近年、国際化の進展に伴い、来日した外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等の転入が具体的になった場合には、このような幼児が、教育・保育施設を円滑に利用することができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し、必要な支援を行うための相談・支援体制の構築を図ります。

主な取組

- ①職員の処遇改善をはじめとする適切な職員配置と職場環境の改善
- ②職員の資質向上に向けた研修等の充実

（５）産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるように、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、必要な教育・保育施設の整備に取り組めます。

主な取組

- ①受け入れ態勢の整備
- ②低年齢児保育の充実
- ③情報提供、相談・支援の充実

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業について、地域子ども・子育て支援事業の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望、推計児童数を踏まえて、以下（１）～（１９）のとおり事業ごとに量の見込み及び確保方策を定めます。

（１）利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整や協働する体制づくりなどを行う事業です。

■量の見込み（こども家庭センター型）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施予定か所数（か所）	1	1	1	1	1
確保の方策（か所）	1	1	1	1	1

確保の方策方針

京極町では、令和7年度にこども家庭センターを設置し、子育てに関する相談・助言を実施します。

（２）時間外保育事業（延長保育・休日保育）

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の開所時間を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービスです。

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	0	0	0	0	0
確保の方策（人）	0	0	0	0	0

確保の方策方針

町の事業としては現状実施していませんが、保護者のニーズや国の財政支援状況も鑑みて、必要性を検討していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を用意し、健全な育成を図る事業です。

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	39	38	36	33	37
1年生	16	13	12	9	17
2年生	13	16	13	12	9
3年生	8	7	9	8	8
4年生	2	2	2	4	3
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
確保の方策(人)	40	40	40	40	40

確保の方策方針

京極町では、今後利用児童が減少する見込みですが、保護者の利用意向が高いことから、今後も既存の体制で事業を実施します。

(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人/年)	0	0	0	0	0
確保の方策(人/年)	0	0	0	0	0

確保の方策方針

今後の保護者ニーズの増加を見込み、町内に子育て短期支援事業を実施している施設がないため、他町村との連携を検討していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	16	14	12	12	11
確保の方策	【実施体制】3人(保健師) 【実施機関】京極町健康推進課				

確保の方策方針

京極町では、今後も保健師がすべての対象世帯を訪問していきます。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家庭への育児に関する援助等を行うことにより適切な養育を確保する事業です。また、より適切な保護や支援につなげる事業として、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が情報の交換や協議等を行います。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。

[対象者]要支援児童、特定妊婦、要保護児童(注)

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	5	5	5	5	5
確保の方策	【実施体制】保健師、保育士、京極町内医師 【実施機関】京極町				

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

児童福祉法第六条の三の規定より

確保の方策方針

京極町では、乳児全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)をはじめ、各種健診や関係機関との情報交換等により対象乳児を把握し、養育支援訪問を引き続き実施します。必要に応じ、要保護児童対策地域協議会の各会議を開催し、関係機関との情報の共有をします。

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

育児不安等の解消、及び児童の健全育成を推進するセンターです。子どもたちの健やかな成長と、お父さんお母さんが楽しく子育てできるよう子育て相談、子育て情報提供、親子イベントなどを行っています。

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人/回）	2,200	2,165	2,039	2,005	1,971
確保の方策（か所）	1	1	1	1	1

確保の方策方針

京極町では、子育て支援センターにて引き続き実施するとともに、遊び場の充実や多様な講座や行事を開催し、親子が気軽に集える居場所づくりを行います。

(8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児、又は幼児について、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業です。

[対象年齢] ①幼稚園在園児は3～5歳

②保育所等（幼稚園における在園児対象型以外）は1～5歳

[単位]延べ利用者数（年間）人日/年

①幼稚園における一時預かり（幼稚園型）

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み合計（人日/年）	5	5	5	5	5
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（1号認定見込み）	5	5	5	5	5
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（2号認定見込み）	0	0	0	0	0
確保の方策（人日/年）	5	5	5	5	5

確保の方策方針

京極町では、現状に引き続き実施します。

②保育所等における一時預かり（幼稚園型以外）

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日/年）	80	77	77	79	73
確保の方策（人日/年）	80	77	77	79	73
保育所の一時的預かり （在園児対象型以外）	80	77	77	79	73
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・ サポート・センター）	0	0	0	0	0

確保の方策方針

京極町では、認定こども園の定員数拡大の影響で利用者が減少傾向にありますが、保護者ニーズに対応できるよう、引き続き適切な提供体制を確保していきます。

（9）病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児保育事業（病後児）は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日/年）	0	0	0	0	0
確保の方策（人日/年）	0	0	0	0	0
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・ サポート・センターなど）	0	0	0	0	0

確保の方策方針

町の事業としては現状実施していませんが、保護者のニーズや国の財政支援状況も鑑みて、必要性を検討していきます。

（10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、就学後含む）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う、就学児対象のファミリー・サポート・センター事業です。

■量の見込み（低学年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人/日）	0	0	0	0	0
確保の方策（人/日）	0	0	0	0	0

■量の見込み（高学年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人/日）	0	0	0	0	0
確保の方策（人/日）	0	0	0	0	0

確保の方策方針

町の事業としては現状実施していませんが、保護者からの利用意向は高く、国の財政支援状況や人員の配置、提供場所などを総合的に判断して検討を進めます。

（11）妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を公費助成する事業です。

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	224	196	168	168	154
確保の方策	【実施場所】 北海道内各医療機関 【実施体制】 各医療機関に委託 【実施時期】 通年 【実施項目】 国が定める標準的な妊婦健康診査項目 北海道外での健診については、別途申請にて受付				

確保の方策方針

京極町では、今後も母子健康手帳を交付したすべての妊婦に対し、適切な時期に必要な検査を受けられるよう受診を推奨していきます。また、里帰り出産など、京極町外での健診については、別途申請により公費負担しています。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

（世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業）

生活保護世帯や低所得世帯の状況を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

確保の方策方針

京極町では、住民ニーズなどを把握して、今後、事業の必要性について検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入時の促進とその他の事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

量の見込みと確保の方策方針

京極町では、民間事業者等の参入を把握した場合には、事業の必要性を検討します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

子育て世帯訪問支援事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭を訪問支援員が訪問し、家事、育児などの支援や子育ての相談・情報提供を行う事業です。

量の見込みと確保の方策方針

本町では実施していませんが、ニーズ量の推移から必要があれば検討を行います。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

量の見込みと確保の方策方針

本町では該当施設がないため実施していませんが、町内外施設との連携を含め、ニーズ量の推移から必要があれば検討を行います。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

量の見込みと確保の方策方針

本町では実施していませんが、ニーズ量の推移から必要があれば検討を行います。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育施設等を利用しない満3歳未満の子どもを対象に、保護者等の多様な働き方やライフスタイルに合わせて支援を強化、または全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で保育施設等が利用できる制度です。

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	0	3	3	3	3
1歳児	0	1	1	1	1
2歳児	0	1	1	1	1
3歳児	0	1	1	1	1
確保の方策(人)	0	3	3	3	3

確保の方策方針

令和8年度の給付制度化に向け、計画期間中に課題等を把握し受け入れ体制を確保します。

(18) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

■量の見込み

(年・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	48	42	36	36	33
確保の方策(人)	48	42	36	36	33

確保の方策方針

引き続き適切な提供体制を確保していきます。

(19) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です

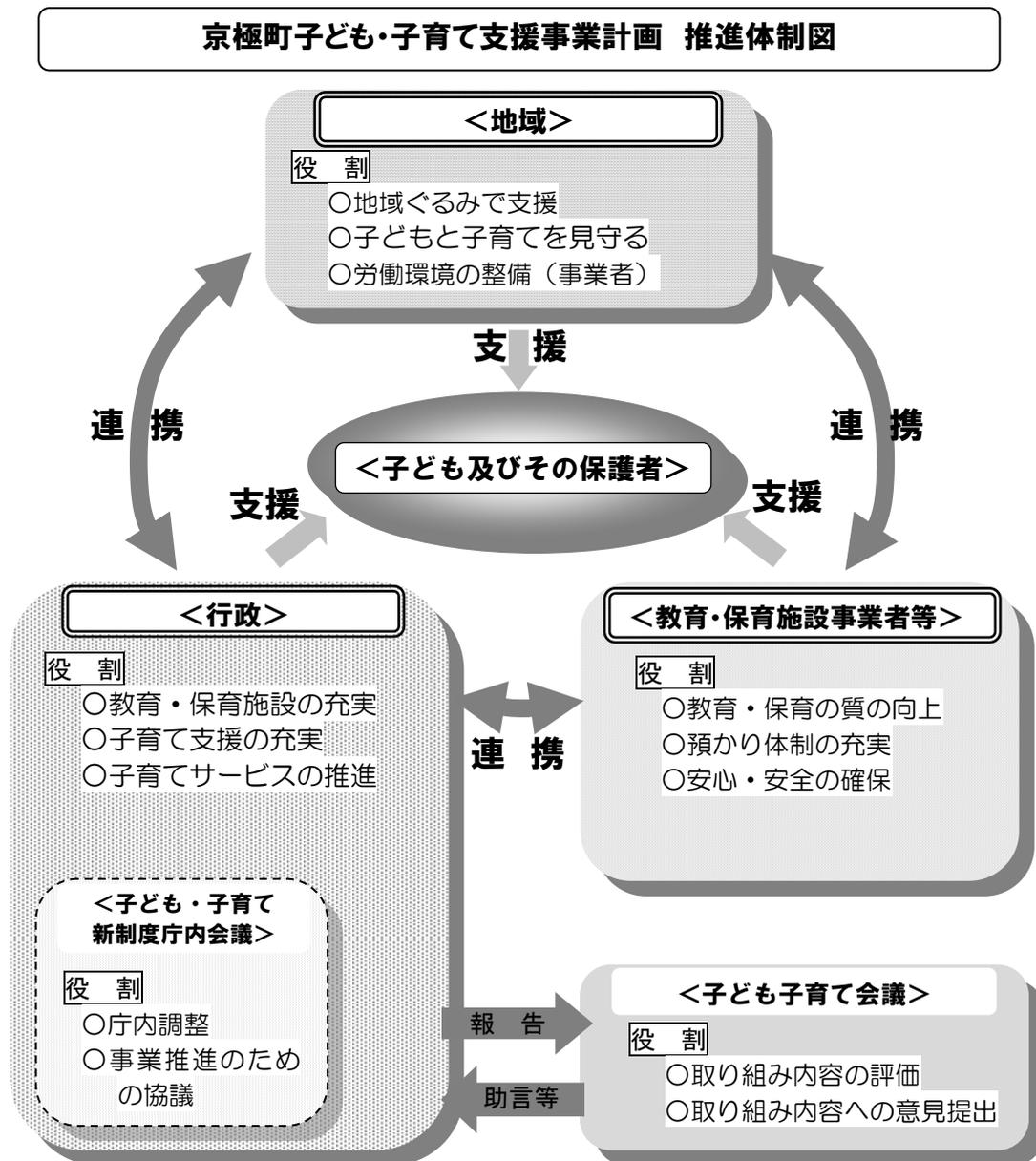
■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	48	42	36	36	33
確保の方策(人)	48	42	36	36	33

第5章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

京極町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



2 役割

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

都道府県は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

京極町は、子ども・子育て支援法に基づき「京極町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、子ども・子育て支援の推進について、都道府県と緊密な連携を図ります。

①行政の役割

- 必要なサービスの提供・支援を検討します。
- 相談支援をします。
- 関係諸機関と連携します。

②家庭の役割

- 保護者は子育てについての第一義的責任を有します。
- 保護者が愛情と責任を持って子育てをします。

③教育・保育施設や学校の役割

- 質の向上のため、預かり体制の充実と労働環境の改善と待遇改善をします。
- 安心・安全な環境を提供します。
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援します。
- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場です。

④地域の役割

- 子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、またNPO等子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。
- 子育て家庭の目の届かない子どもの行動への見守り役です。
- 子どもの虐待等を早期に発見する目配り役です。
- 児童の健全育成のため、地域における子どもの事故防止、防犯等、地域ぐるみで子育て支援を行います。
- 子どもと子育てを地域社会全体で見守り、支援します。

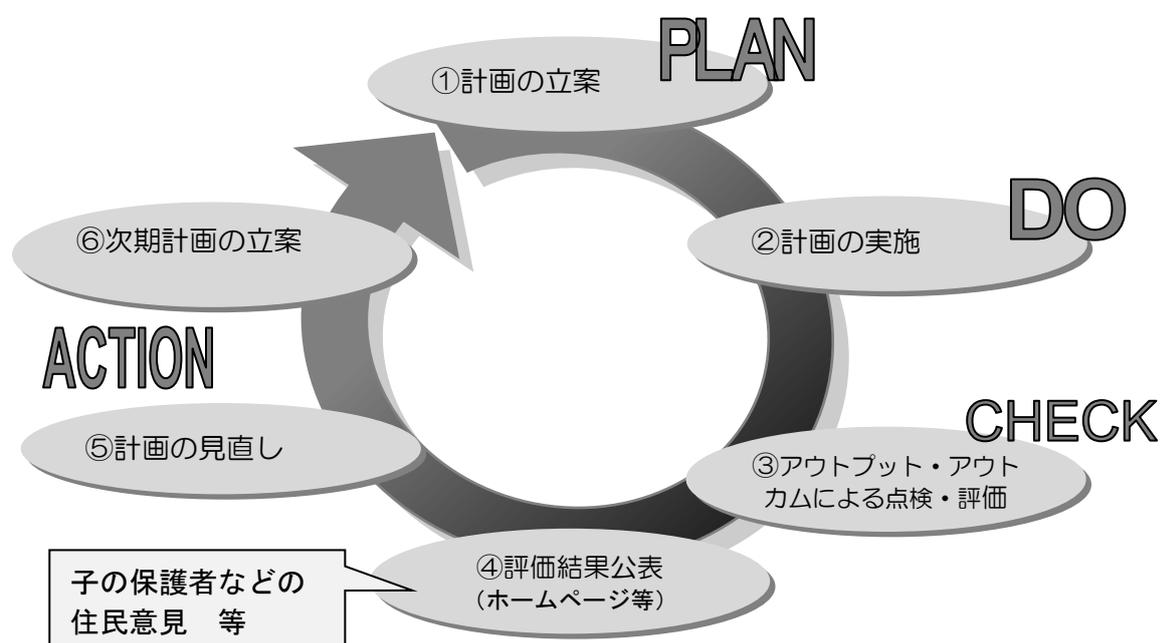
⑤事業者の役割

- 従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくれます。
- 出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくれます。

3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげます。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに進捗状況を庁内で定期的に点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



○子ども・子育て支援事業計画は、地方版子ども・子育て会議等を活用し、計画の見直しがあった際は速やかに公表します。

○ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

資料 1 用語解説

資料1 用語解説

	用語	意味
1	子ども・子育て関連3法	<p>①「子ども・子育て支援法」(以下、法という。)</p> <p>②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)</p> <p>③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)</p>
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	<p>5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)</p>
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	<p>子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」をいう。本会議は、市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関(地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の付属機関)。</p>
4	幼保連携型認定こども園	<p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けをもつ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。</p> <p>(認定こども園法第2条)</p> <p>※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。</p>
5	子ども・子育て支援	<p>すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)</p>

6	教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。(法第29、43条)
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)

16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。 (法第 19 条)</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
17	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第 31 条)</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>
18	地域子ども・子育て支援事業	<p>地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第 59 条)</p>
19	量の見込み	<p>「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「二一ズ量の見込み」を推計すること。</p>
20	教育・保育	<p>6歳未満の乳幼児への就学前の早期教育又は養護し教育することをいう。</p>
21	家庭類型	<p>お子さんの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。</p>
22	保育（ほいく）	<p>乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感を持って活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいう。</p> <p>基本的に、乳幼児（つまり乳児及び幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。</p>
23	乳幼児（にゅうようじ）	<p>乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までの子をいい、幼児は、満1歳から小学校就学までの子どものことをいう。</p>

24	幼稚園	3～6歳までの幼児を対象とした学校の一つ。
25	保育所	<p>0（産後57日目）～18歳までの児童を対象とした託児所です。（0～6歳までが多いが。）</p> <p>※労働基準法による産後休暇：産後8週間＝56日</p> <p>保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育所と幼稚園は同じ目標を持っている。</p>
26	放課後子ども教室	<p>地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するものです。</p>



京極町

京極町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 京極町

編集 京極町住民福祉課

〒044-0101

北海道虻田郡京極町字京極 527 番地

電話：0136-42-2111 FAX：0136-42-3155

ホームページ

<http://www.town-kyogoku.jp/kurashi/kosodate/>